

## 【母子家庭等自立支援室関係】



## 1. ひとり親家庭等への自立支援について

### (1) 2019（平成31）年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について （関連資料1～2参照）

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については、雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入（母自身の就労収入）は200万円、平均年間収入（母自身の収入）は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策を推進する観点からも平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

2019（平成31）年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を確保している。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援施策の積極的な取組をお願いする。

#### ① 母子家庭等自立支援給付金事業について

- ・ ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、修学の最終1年間の支給額について、月額4万円加算するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。
- ・ ひとり親家庭の親が地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、これらの養成課程を受講する者について、支給上限額を最大80万円に引き上げる。

#### ② ひとり親家庭等生活向上事業について

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

#### ③ 離婚前後親支援モデル事業（仮称）について

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後

から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行う「離婚前後親支援モデル事業（仮称）」を実施する。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

就学支度金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げ（10万円→28.2万円）や、修業資金の償還期間の見直し（6年→20年）を図る。

また、児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金（臨時児童扶養資金（仮称））を創設する。

このほか、児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回払いから年6回払いに見直すこととしている。

**（2）未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について**

**（関連資料3～4参照）**

2019（平成31）年度税制改正大綱策定に向けた昨年12月13日の与党政調会長間の合意において、2019（平成31）年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと及びこれを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、2019（平成31）年度において1.75万円の支給を児童扶養手当に上乗せする形で行うこととされた。

これを受け、厚生労働省においては、平成30年度補正予算（第2号）及び2019（平成31）年度予算案に標記給付金の支給に係る費用を計上している（事務費等を含め、国10/10負担）。

本給付金の支給対象者等については、次のとおりとし、2020年1月の児童扶養手当の支払の際に支給することとしている。各自治体におかれは、給付金の趣旨を踏まえ、対象者への周知並びに支給事務の対応についてご協力をお願いしたい。

① 制度の概要について

ア 支給対象者について

支給対象者は、2019（平成31）年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であり、かつ基準日（2019（平成31）年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において事

実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。)とする。

イ 給付金の申請先について

2019（平成31）年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）を申請先とする（児童扶養手当の支給事務と同様とする。）。

ウ 支給手続について

支給手続については、以下を基本とする。

（ア）児童扶養手当受給資格者への現況届のお知らせと併せて、給付金に係るお知らせ、申請書様式等を送付する。

（イ）現況届の提出に併せて申請を受け付ける。

※ 原則、現況届の提出に併せて申請を受け付けることとするが、8月以降に児童扶養手当の新規認定請求を行った者等に対応するため、一定期間の申請期間を設けることとする。

※ なお、2019（平成31）年度中に事業完了することとしているので、期限の設定に当たっては留意願いたい。

（ウ）申請を受け付けた都道府県等は、児童扶養手当の受給状況、法律婚をしたことがないか等について審査の上、支給を決定。

（エ）2019（平成31）年11月分の児童扶養手当を支払う2020年1月支払の際に、併せて支給する。

② 予算について

ア 給付金の支給に要する経費については、以下のとおり計上している。

（ア）システム整備費（平成30年度補正予算（第2号））

約16億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

（イ）事業費及び事務費（2019（平成31）年度予算（案））

約159億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

イ 事務費の対象経費の考え方は、以下のとおり。

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、申請書審査、システム入力・集計など]
- ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
- ・ 口座振込手数料
- ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
  - ・ その他〔説明会議等に係る旅費、消耗品費、事務機器借料など〕
- ウ 都道府県に対する事務委任について

給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、円滑な実施の観点から、都道府県に補助金の交付に関する事務の一部についてご協力をお願いする。

### (3) 児童扶養手当について（関連資料5参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

#### ① 2019（平成31）年度の手当額について

2019（平成31）年度予算案においては、平成30年平均の全国消費者物価指数が対前年比+1.0%となったことから、法律の規定に基づき、手当額の引上げを行うこととしているので、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、改定額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等により受給者へ周知されるよう対応をお願いしたい。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドを適用しているもの。

※ 政令改正予定

#### ア 本体月額

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	42,500円	→	42,910円 (+410円)
一部支給	42,490円	→	42,900円 (+410円)
	～10,030円		～10,120円 ～+90円)

#### イ 第2子加算月額

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	10,040円	→	10,140円 (+100円)
一部支給	10,030円	→	10,130円 (+100円)
	～5,020円		～5,070円 ～+50円)

ウ 第3子以降加算月額

	(平成30年度)		(平成31年度)
全部支給	6,020円	→	6,080円 (+60円)
一部支給	6,010円	→	6,070円 (+60円)
	～3,010円		～3,040円 ～+30円)

② 支払回数の見直しについて（関連資料6）

支払回数について、本年11月から、現行の年3回払い（4月、8月、12月）から年6回払い（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すこととしている。これにより、前年の所得に基づき手当額を改定する時期を8月から11月に見直すことに伴い、受給資格者の所得について、1月から9月までの間に認定請求する者については前々年の所得、10月から12月までの間に認定請求する者については前年の所得を確認することとしている。また、7月から9月までの間に認定請求する者については、前々年の所得の把握に加え、その年の11月支給分以降の児童扶養手当の額の改定に必要な前年の所得を把握するため、認定請求を行った日からその年の10月31日までの間に、児童扶養手当所得状況届を提出していただくこととしている。

支払回数の見直しに当たっては、これらの点に関する受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。なお、見直しに伴う事務負担の増加に対しては、地方交付税措置が講じられる予定であり、適切な事務処理をお願いしたい。

③ マイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改訂について

本年6月にマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改訂が行われる予定となっているが、児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携を推進するため、関連するシステム改修等に係る費用の補助について、平成30年度補正予算（第2号）に計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

④ 児童扶養手当と公的年金等との併給調整に係る周知について

児童扶養手当については、公的年金等を受けるときは、手当額の全部又は一部を支給しないこととしており、手当の受給者が遡及して公的年金等を受給した場合には、過去に受給した手当の返還が必要となる場合がある。

こうした状況については、「平成29年の地方からの提案等に関する対

応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、「日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

これを踏まえ、「児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続の説明について」(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)において、周知用の資料を送付しているところであり、各自治体におかれては、認定請求や現況届等の際に、請求者及び受給者に対して配布し内容を説明する等、引き続き、受給者への周知徹底をお願いしたい。

#### ⑤ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

また、児童扶養手当の現況届時(8月)を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているので、各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成30年8月の現況届から、子育てワンストップサービスとして、マイナポータルを活用した現況届の事前送信や面談予約等が可能となっているので、現況届に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

#### ⑥ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、現在においても特段の事情がない場合には対面による手続を行っていただいているところだが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続のより一層の徹底をお願いしたい(※)。

また、適正受給を確保するため、新規認定及び疑いのある事案においては、民生委員等による現地調査の一層の徹底をお願いしたい。

※ 平成29年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行き届いており、対面の必要性

がない場合は、郵送提出を可能としている。

#### ⑦ 児童扶養手当制度の運用について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。

イ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、支給要件を確認するために必要であることについて十分な説明を行うとともに、「児童扶養手当の事務運営上の留意事項について」（平成30年8月31日事務連絡）においてもお示したように、必要以上に立ち入らないよう配慮すること。

ウ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

また、一部支給停止措置適用除外に係る手続については、引き続き、受給資格者が制度を理解しやすいように丁寧に説明していただくことや、受給資格者との連絡がつかない場合には、電話等による連絡のほか、母子・父子自立支援員や関係部署とも連携を図りながら自宅を訪問するなど、手続に係る支援をお願いしたい。

エ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけ、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行われたい。

また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行っていただきたい。

#### (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

##### ① 2019（平成31）年度予算案における見直しについて

（関連資料2参照）

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、就学支度金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額を引き上げる（10万円→28.2

万円)とともに、修業資金の償還期間の見直し(6年→20年)を行うほか、平成30年平均の全国消費者物価指数の影響等を踏まえ、貸付限度額の見直しを行うこととしている。

また、児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金(臨時児童扶養資金(仮称))を創設することとしている。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人: 2,850,000円 → 2,870,000円

団体: 4,290,000円 → 4,320,000円

・事業継続資金

個人・団体: 1,430,000円 → 1,440,000円

・生活資金

(一般分)

103,000円 → 105,000円

(親が生計中心者でない場合)

69,000円 → 70,000円

(生活安定期間中の貸付金額の合計額の上限)

2,400,000円 → 2,520,000円

・就学支度資金

(小学校)

40,600円 → 63,100円

(中学校)

47,400円 → 79,500円

(修業施設)

100,000円 → 282,000円

<臨時児童扶養資金(仮称)について>

(対象者)

- ・2019(平成31)年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること
- ・臨時児童扶養資金の貸付けの申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること
- ・2019(平成31)年8月分の手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること

(貸付限度額)

2019（平成31）年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じた額を控除した額

(貸付期間等)

- ・貸付期間：2019（平成31）年11月1日から2020年1月31日までの間
- ・据置期間：貸付けの日から6箇月以内
- ・償還期限：据置期間経過後3年以内
- ・貸付利率：無利子（父母のない児童に貸し付ける場合は保証人が必要）

## ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

（関連資料7参照）

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合がありますとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付けについては、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付けが行えるよう、引き続き、円滑な貸付けの実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けに当たっては、特に経済的条件は定められていないことから、貸付けを受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

## ③ 償還率の改善について（関連資料8～9参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、そ

の結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

## （5）相談・支援体制について

### ① 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせることで相談・支援を行う必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する
- ・児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する

ための事業を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働

関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

## ② 地域の民間団体の活用等による相談支援事業の強化について

(関連資料2参照)

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合があることや、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的なケースがある。

このため、2019（平成31）年度予算案において、ひとり親家庭等生活向上事業を拡充し、新たに、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を計上している。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただき、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

## ③ 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上について

(関連資料10参照)

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

また、平成28年の通常国会において、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、母子・父子自立支援員の非常勤規定が削除された。（平成29年4月1日施行）

都道府県及び市等におかれては、能力のある母子・父子自立支援員が理由なく雇い止めされることがないように配慮することも含めてその専門性にふさわしい処遇について検討いただくようお願いする。

なお、母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村におい

ては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やかに母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いします。

母子・父子自立支援員に対する研修の実施に当たっては、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

#### ④ ひとり親家庭支援の手引きについて

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省では同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、平成28年5月12日付け事務連絡により自治体に配布したところである。

各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用いただきたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」  
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」  
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」  
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、「ひとり親家庭支援の手引き」については、「ギャンブル等依存症対策の強化について」(平成29年8月ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定)を踏まえ、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機

関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、平成30年12月26日付け事務連絡で周知したところである。

各自治体におかれては、母子・父子自立支援員等の関係機関において上記資料の活用が図られるよう、あらためて周知をお願いする。

なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。  
(厚生労働省ホームページ該当アドレス)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463584.pdf>

#### ⑤ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、従来から厚生労働省と都道府県の共催により、各都道府県を開催地として実施してきた。平成27年度の研修会をもって、当初の持ち回りが一巡したことから、暫定的な取扱いとして平成28年度と平成29年度は厚生労働本省で開催し、現在、新たな持ち回りの方法等について、全国母子・父子自立支援員連絡協議会と検討を進めているところであるが、2019（平成31）年度は宮城県（※）での開催が決まっている。各自治体におかれては、母子・父子自立支援員が全国研修会に積極的に参加できるように特段の配慮をお願いしたい。

なお、2020年度以降の開催地やその後の開催地の調整方法については、追ってお示しさせていただきたいと考えているが、都道府県におかれては、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上の重要性に鑑み、全国研修会の開催に御協力をお願いしたい。

※ 10月24日（木）、25日（金）の2日間で開催。

### （6）就業支援について（関連資料2、11、16参照）

#### ① 平成31年度から拡充する事業について

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭の親が教育訓練講座を修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、養成機関で修業する間の生活の負担を軽減するため月額最大10万円を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施しているところである。

（1）に挙げたとおり、平成31年度予算案においては、これらの給付金について、以下の拡充を盛り込んでいる。

<自立支援教育訓練給付金>

i) 対象講座の追加

職業に必要な実践的かつ専門的なものとして母子及び寡婦並びに父子福祉法第8条第1項に定める都道府県知事等が指定する教育訓練を支給対象に追加する。

なお、「職業に必要な実践的かつ専門的なもの」とは、雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座のうち、看護師や介護福祉士等の名称独占・業務独占資格の取得を目指す講座を想定している。

ii) 給付の上限額の引き上げ

i) の講座を受講する者を対象に、修業期間に応じて給付の上限額を最大80万円（修業年数（最大4年）×20万円）に引き上げる。

なお、支給の時期については、母子及び寡婦並びに父子福祉法第31条第1号の規定により、「当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する」こととされているので、留意願いたい。

<高等職業訓練促進給付金>

i) 支給期間の伸長

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を48月とする。

なお、資格取得のために4年課程が必要となる者とは、

- ・保健師、助産師、管理栄養士等、資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者
- ・高等学校の看護師養成課程（5年一貫）や看護専門学校の定時制課程（4年）での修業が必要と認められる者
- ・大学において、社会福祉士と精神保健福祉士等、複数の資格の取得を目指す者

を想定している。

ii) 支給月額引き上げ

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、養成機関において修業する期間の最後の12月について、課税世帯・非課税世帯ともに支給月額を4万円増額する。

課税世帯 10万円→14万円

非課税世帯 7万500円→11万5000円

これらの拡充内容についてのひとり親家庭や関係団体への周知と支給対象となる者の把握に努めるとともに、制度を必要とするひとり親家庭に適切に行き渡るよう、一層の活用をお願いしたい。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

このため、実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

#### イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

#### ウ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、平成27年度から、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援することができるよう見直しを行ったところである。

民間事業者等に事業を委託し、「在宅就業コーディネーター」を配置して在宅就業推進事業を行っている事例などを報告書にまとめ、厚生労働省のホームページで公表しているため、参考のうえ、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074605.html>

### ③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者等を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、児童扶養手当受給者等の自立を支援するものである。引き続き積極的に実施していただくようお願いする。

#### ④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会の増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組んできたい。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

#### ⑤ 「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

（関連資料12参照）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成29年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰したところであるが、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても本取組の周知等の協力をお願いしたい。

## ⑥ 自立支援給付金について

### ア 自立支援教育訓練給付金について

自立支援教育訓練給付金の支給にあたっては、各都道府県等において、母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業経験、技能、取得資格等を把握したうえで、受講しても就職に結びつきにくい就業経験が乏しい者などには、個別の状況に応じたプログラムを策定することで、「自立が効果的に図られると認められる場合に受講対象とする」趣旨の徹底を図っているところ。

①に示したとおり、2019（平成31）年度予算案において自立支援教育訓練給付金の支給対象となる講座の拡充が盛り込まれており、高等職業訓練促進給付金を受給する者であっても自立支援教育訓練給付金の支給対象とすることは差し支えないが、上記の趣旨に鑑み、制度が必要な者へ行き渡るよう、適切な取り扱いをお願いします。

### イ 高等職業訓練促進給付金について

高等職業訓練促進給付金については、受給者の居住状況等を確認したところ住民税課税世帯に該当することが判明した事例や、養成機関における履修状況を確認したところ授業に出席していないことが判明した事例等、国庫補助金の再確定を要する事態が複数生じた。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、居住や課税の状況が変わった際の届け出について事前説明を徹底する、居住・世帯状況や養成機関での履修状況の確認を定期的かつ確実に実施する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いする。

## ⑦ 高等職業訓練促進資金貸付金事業について

平成27年度補正予算において、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親に対して入学準備金や就職準備金を貸し付ける高等職業訓練促進資金貸付事業を創設したところだが、事業のニーズに鑑みて、貸付原資等の補助に必要な経費を平成30年度第補正予算（第2号）に計上している。

各自治体の窓口にはひとり親から高等職業訓練促進給付金の講座指定の申請があった際には、当該貸付事業が利用可能である旨、説明を行い、都道府県・政令指定都市の貸付事業を行っている団体等の窓口を案内することにより、周知漏れや申請漏れのないようお願いしたい。

## ⑧ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからコまで

の事業についてご承知おきいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮いただきたい。

#### ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用して、地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力いただくようお願いする。

#### イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（平成30年度199箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府

県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

#### エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度から、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）などを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

#### オ ジョブ・カードの活用促進

ジョブ・カードについては、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、国がその普及・促進に努めるよう規定されている。平成30年4月より、その様式を改正し、利用者等のニー

ズに応じた様式の編集を可能としているため、引き続きジョブ・カードの積極的な活用を図っていただきたい。

#### カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者等へ転換等した場合、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

#### キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）と、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2）の2本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※3）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

※3 基本手当日額の80%を支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給

付金の支給は可能であること。

- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

## (7) 子育て・生活支援について（関連資料13参照）

### ① ひとり親家庭等生活向上事業について

#### ア 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

（関連資料14参照）

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施している。

「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、2019（平成31）年度予算案においても必要な予算を計上しているため、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

また、子どもの生活・学習支援事業の実施に当たっては、児童館、公民館や隣保館等、地域のひとり親家庭が利用しやすい場所において実施いただきたい。

なお、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」を踏まえ、平成30年11月に各自治体での子どもに対する学習支援事業の取組事例を把握させていただき、子どもに対する学習支援を実施する上での参考情報として、ひとり親施策と

生活困窮者施策の学習支援の連携事例についてまとめたので、事業の実施に向けた検討の参考にしていただきたい。

#### イ ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

(関連資料2参照)

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

また、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、2019（平成31）年度予算案において、民間団体を活用した、ひとり親家庭に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施することとしている。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

#### ② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、ひとり親家庭の親が疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった場合や、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的にご利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう

緩和した。

また、子育て支援については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」を踏まえ、平成30年度において、本事業の実施要綱等を改正し、子育て支援の実施場所として、子育て支援を受ける者の居宅が含まれることや家庭生活支援の選定に当たり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における援助を行う会員のうち、同事業の実施に係る通知（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））においてお示ししている講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、本事業の実施要綱等で定める一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる旨を明記した。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いします。

### ③ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

## （8）養育費の確保及び面会交流について

### ① 養育費確保・面会交流のための周知及び相談の実施について

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めを促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や面会交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いする。なお、周知のためのパンフレ

ット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ（※）での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているため、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡いただきたい。

また、当事者からの相談対応については、母子・父子自立支援員や養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員に加え、平成28年度から、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費の支払いや面会交流の実施に関する法律相談も実施し、養育費や面会交流の相談の強化を図っているため、積極的な取組をお願いします。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費や面会交流に関する法律相談を実施できるが、これらの事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼している。

各自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いします。

（※）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

## ② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

また、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているため、ご活用いただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や面会交流の相談担当職員の

積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

なお、養育費相談支援センターについては、「公共サービス改革基本方針（2017（平成29）年7月11日閣議決定）別表」に基づき、民間競争入札により委託先を決定し、2018（平成30）年度～2020（平成32）年度の実施に当たっては、（公社）家庭問題情報センターに委託して実施することとしている。

（参考）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

### ③ 母子家庭等就業・自立支援事業について（関連資料15参照）

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による相談の実施を支援している。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、平成29年度における実施自治体数は9自治体と低調である。

各自治体におかれては、離婚後の親子の面会交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

### ④ 離婚前後親支援モデル事業（仮称）の実施について

（関連資料2参照）

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が

20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、2019（平成31）年度予算案において、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施することとしているので、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

## 2. 配偶者からの暴力（DV）対策等の婦人保護事業について

婦人保護事業は、配偶者からの暴力などにより、日常生活を営む上で保護、援助等を必要としている女性に対し、婦人相談所や婦人保護施設において、生活支援、心理的ケア、自立支援を行っている。

地方自治体におかれては、引き続き、「婦人相談所ガイドライン」（平成30年3月改定）や「婦人相談員相談・支援指針」（平成30年3月改定）をはじめとした関連通知等を参考に、以下の事項についても留意の上、適切に婦人保護事業を実施いただきたい。なお、管内市町村に周知方願いする。

### （1）2019（平成31）年度予算案における婦人保護関係事業について （関連資料17、18、21参照）

2019（平成31）年度予算案における婦人保護事業の対応については、引き続き婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護施設退所者自立生活援助事業の見直しについて盛り込んでいる。地方自治体におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

#### ① 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の見直しについて

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送ることができるよう、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を以下のとおり見直すこととしているので、地方自治体におかれては、本事業の趣旨に鑑み、積極的な事業の実施をお願いする。

※ 事業の対象者に関する「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和し、新たに「5人以上10人未満」の補助基準を創設する。

## ② 婦人相談員手当の支給について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、複合的かつ困難性の高い相談ケースが年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、婦人相談員手当について、2018（平成30）年度予算において見直しを行ったところである。

2019（平成31）年度予算案においても、引き続き婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額（月額最大191,800円）を支給する。

地方自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の拡充について、適切に検討していただくようお願いするとともに、能力のある婦人相談員が、理由なく雇い止めされることがないように、継続的な雇用に配慮するようお願いする。

なお、2019（平成31）年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、奈良県において、8月22日（木）～23日（金）に開催予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いする。

## ③ 若年被害女性等支援モデル事業について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に巻き込まれるなどの若年被害女性等には、その背景に家庭の問題や生きづらさを抱えるケースが多く、自ら悩みを抱え込んでしまう結果、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面がある。

こうしたことから、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築する「若年被害女性等支援モデル事業」を2018（平成30）年度に創設し、2019（平成31）年度予算案においても引き続き実施することとしているので、都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いする。

#### ④ DV被害者等自立生活援助モデル事業について

2014（平成26）年度より、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しているが、2019（平成31）年度予算案においても引き続き当該事業を計上しているため、積極的な取組をお願いする。

### （2） 婦人保護事業の見直しの検討について（関連資料19参照）

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。

しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。

このような経緯から、関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされており、こうしたことを踏まえ、昨年7月に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を立ち上げたところである。

昨年11月開催の第5回検討会において、「今後議論する論点」が整理されたところであり、今後、それぞれの検討事項について検討を進めることとしているため、各都道府県におかれては、本検討会における検討の動向について注視いただくようお願いする。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00520.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html)

### （3） いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等については、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（以下「今後の対策」という。）をとりまとめ、被害の防止根絶に向け、

取組を推進している。なかでも、「今後の対策」の3（1）①においては、当分の間、毎年4月を「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間（以下「集中月間」という。）」と位置付け、必要な取組を集中的に実施するよう取り決められており、本年4月においても昨年同様に実施することとしている。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いする。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

#### （4） 婦人保護施設の活用について

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用されるようお願いする。

#### （5） 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

（関連資料20参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開しているので、これまで入所実績のなかった自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

#### （6） 関係機関との連携等について

##### ① 児童虐待防止の対応について

配偶者からの暴力が行われる状況下では、子どもへの虐待の制止が

困難となる場合があることから、子どもに関する情報や相談を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所においては、子どもの安全確保を最優先する観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、子どもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いします。

なお、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもの情報について児童相談所と連携して対応するよう特段の配慮をお願いします。

## ② ギャンブル等依存症対策について

「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成29年8月ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議）を踏まえ、婦人相談所ガイドラインにおいて、婦人相談所が一時保護した者がギャンブル等依存症を有する場合の対応、留意点として、精神保健福祉センターや医療機関との連携、薬の管理について記載しているので、再度確認いただくとともに、適切な対応をお願いします。

(注) 当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：母子家庭等自立支援室]



# 2019（平成31）年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要 （厚生労働省関係）

4,390億円（3,875億円）

## 支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 159億円の内数
  - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 59百万円
- 配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進 169億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

## 生活を応援

- 児童扶養手当の支給 2,075億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 31億円
- 母子家庭等対策総合支援事業 159億円の内数
  - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
  - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
  - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 養育費相談支援センター事業 54百万円
- 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

## 学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 438億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 159億円の内数
  - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
  - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

## 仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 159億円の内数
  - ・高等職業訓練促進給付金の支給
  - ・自立支援教育訓練給付金の支給
  - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施（再掲）
  - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 83億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 38億円の内数
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用 11億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用 455億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用 876億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 32億円の内数
  - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
  - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
  - ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの実施 42百万円の内数

## 住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 438億円の内数

（参考）「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」  
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

## ○ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等による相談支援の充実や高等職業訓練促進給付金等による親の資格取得支援の拡充、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の給付などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。

### ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### ○母子家庭等対策総合支援事業

##### ◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】

- ・ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、修学の最終1年間の支給額を月額4万円加算するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。
- ・ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、これらの養成課程を受講する者の支給上限額を最大80万円に引き上げる。

##### ◇未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業（仮称）【新規】

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）を給付する。

##### ◇ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

##### ◇離婚前後親支援モデル事業（仮称）【新規】

養育費や面会交流の取り決めに促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

#### ○児童扶養手当

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払分から実施する。

#### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

# 母子家庭等自立支援給付金等の拡充

○ ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

## ひとり親の資格取得を支援する取組

### ① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金。  
(毎月最大10万円、36月上限)

### ② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付。  
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除。  
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

### ③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付。  
(受講費用の6割、上限20万円)

## 拡充内容

### ○ 支給期間の上限の拡充

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を**36月**から**48月**に拡充。

### ○ 支給月額額の増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最終年限1年間について4万円を増額。  
住民税非課税世帯 **10万円(最終1年間は14万円)**  
住民税課税世帯 **7万500円(最終1年間は11万5000円)**

### ○ 貸付原資等の確保

概ね4年程度の所要額を見込んだ貸付原資等を補助。  
(平成30年度第2次補正予算案)

### ○ 対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加。

### ○ 支給上限の引上げ

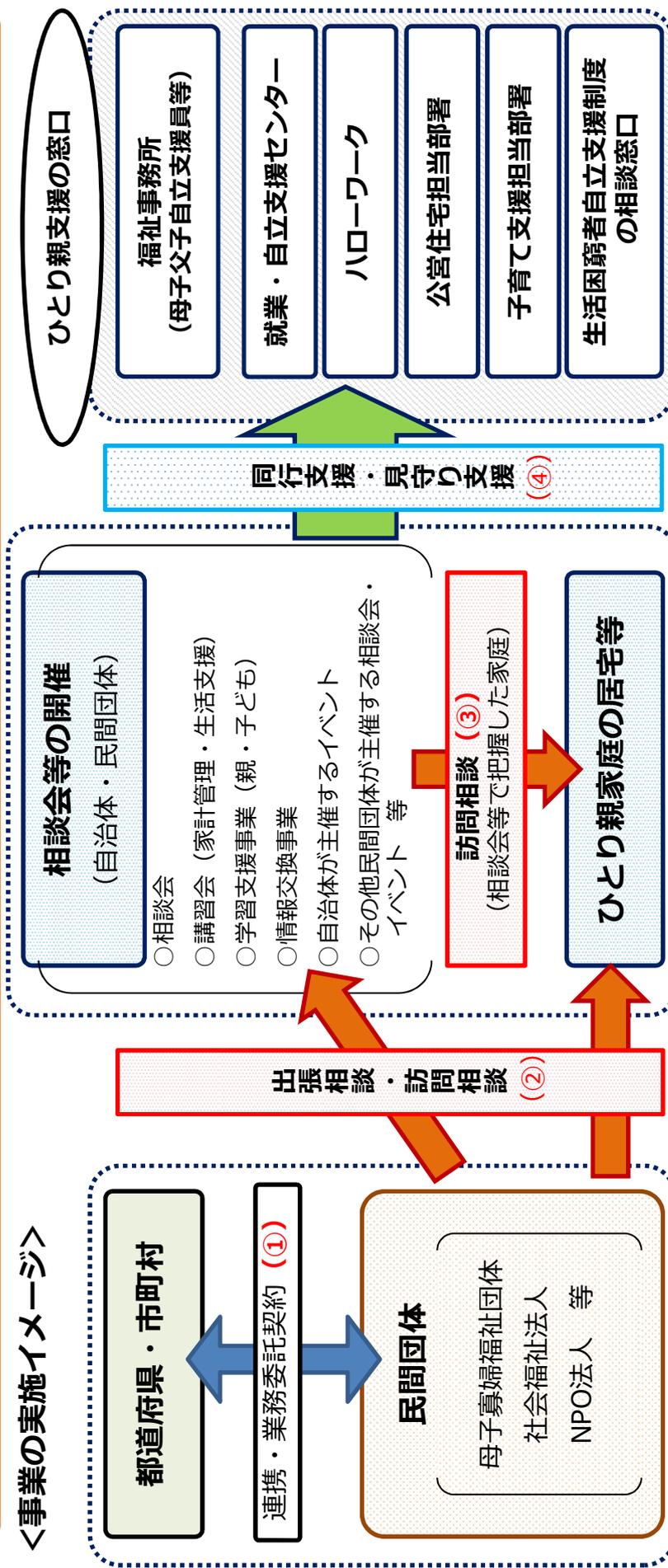
上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、**20万円→80万円(20万円×修学年数)**に引上げ。

# 地域の民間団体の活用等による相談支援事業の強化（ひとり親家庭等生活向上事業）【拡充】

## 概要

- ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口へ来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口で相談することに消極的である。
- このため、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、民間団体等の活用も含めた、ひとり親家庭（離婚前を含む。）に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

## ＜事業の実施イメージ＞



① 地域のひとり親家庭が相談しやすい環境を整えるため、積極的に地域の民間団体との連携を図る。

② 相談会やひとり親家庭の居宅等へ出張又は訪問して相談支援を実施する。

③ 相談会等で把握したひとり親家庭に対し、居宅等への訪問相談支援を実施する。

④ 支援が必要なひとり親家庭について、福祉事務所や就業・自立支援センター等ひとり親支援機関への相談に同行し、必要なサービスの申請補助等を行う。また、継続的な支援が必要なひとり親家庭の見守り支援（伴走型の支援）を実施する。

ひとり親家庭が抱える悩み等把握し、支援ニーズの掘り起こしを行う。

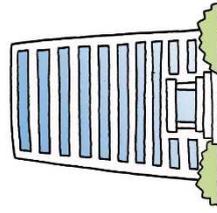
# 離婚前後親支援モデル事業（仮称）【新規】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）  
 ＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

## ＜モデル事業イメージ＞

### 地方自治体



民間団体  
 ＜事業の全部又は一部を委託可＞

### 講座等の開催

#### ①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。  
 また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

#### ②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能



# 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

## 改正の内容

- 就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げ（100,000円→282,000円）や修業資金の償還期間の延長（6年→20年）等
- 児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金を創設

## 【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

## 【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

## 【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

## 【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

## 【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市

## 【補助率】

国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3

## 児童扶養手当の支払回数の見直しについて

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018年(平成30年)4月支払			8月支払			12月支払					
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し後>



↑ 奇数月の支払に変更

2019年(平成31年)4月支払			8月支払			11月支払			2020年1月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

## 1. 趣旨

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、  
・ 来年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、  
・ ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

## 2. 給付対象者

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親である者

※ 児童扶養手当を受給できる所得水準は、親1人・子1人の世帯で年収365万円以下。

## 3. 給付額

17,500円

※ 寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5% = 1.75万円となることを踏まえたもの。

## 4. 対象者数（見込み）

約10万人

## 5. 予算額（案）

平成31年度予算案 母子家庭等対策総合支援事業 約159億円の内数（給付費及び事務費）

※ このほか、平成30年度第2次補正予算案 児童扶養手当システム改修事業 約16億円の内数（システム開発経費）

## 6. 給付金の支給主体及び費用負担

- ・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・ 費用負担：全額国庫負担

# 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、

・来年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、

・ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと

を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

## (1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

## (2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

## (3) 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母

②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。

※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。

※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみならず。

## (4) 基準日

2019年10月31日

## (5) 給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

## (6) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

# 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（支給手続）

## 支給手続

- 支給対象者は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）に対して、支給の申請を行う。
  - \* 原則として、「児童扶養手当の現況届（児童扶養手当受給資格者の現況を8月中に都道府県等に届け出るもの）の手続き」と「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の手続き」を同時に行う事により、手続きを簡素化。
  - \* なお、支給対象者のうち、国が2019年11月分の児童扶養手当を支給する者については、基準日（10月31日）における住所地の都道府県等に対して、支給の申請を行うこととする。
- 申請を受け付けた都道府県等は、児童扶養手当の受給状況、婚姻をしたことがないか等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
  - \* 申請時に戸籍等の提出を求めることにより、申請者が婚姻をしたことがないかを確認。
  - \* 現況届（8月）と同時に申請を行った申請者が、基準日（10月31日）より前に転居した場合、転入先の都道府県等で再度申請手続きを行う必要がある。
  - \* 基準日（10月31日）より後に転居をした場合は、転入先ではなく、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県等が給付金の支給を行う。



## 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」支給事務のイメージ

### 個人情報に係る手続き（4月～5月）

個人情報の取扱いに応じ必要となる手続きを実施する。

児童扶養手当受給資格者に関する情報の利用に当たって、各自治体の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続き（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、当該手続き）の実施



### 周知広報・申請勧奨・申請書様式の交付（6月～7月）

児童扶養手当現況届とあわせて広報等を実施する。

児童扶養手当受給資格者に送付する現況届の手続きの手紙に、本給付金の申請書・チラシ等を同封する。

※新規認定請求を2019年7月に行った児童扶養手当受給資格者については、現況届の手続きは不要であるため、本給付金の申請書・チラシ等を別途送付する。



### 申請受付（8月）

窓口又は郵送で申請を受け付ける。

①2019年6月以前に新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者について

原則として、現況届の手続きと同時に、窓口で本給付金の受付を行う。

ただし、現況届の手続きを郵送により行う者又は現況届の手続き時において本給付金の提出物を用意することができなかった者等については、郵送での受付も可とする。

②2019年7月に新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者について

窓口又は郵送で本給付金の受付を行う。

（留意点）

申請者が基準日（10月31日）までに資格喪失又は転出した場合は、申請書の取下げ手続きが必要となることに留意。

#### 【提出物】①申請書、②戸籍、③その他必要な書類

これまで婚姻（法律婚に限る。）をしたことがないかを確認するため、申請者に現本籍地の戸籍の提出を求めているが、提出された戸籍では婚姻をしたことがないか完全に確認することができない場合があることも考えられるため、申請者に婚姻したことがない旨の誓約書の提出を求めていることとする。



## 申請（取下げ）受付（8月～11月）

8月以後に新規認定請求等を行った児童扶養手当受給資格者又は資格喪失等した申請者から、窓口又は郵送で申請（取下げ）を受け付ける。

①2019年8月以後、基準日（10月31日）までの間に新規認定請求を行った又は転入した児童扶養手当受給資格者について

原則として、新規認定請求又は転入の手続きと同時に、窓口で本給付金の受付を行う。

ただし、新規認定請求又は転入の手続き時において本給付金の提出物を用意することができなかった者等については、郵送での受付も可とする。

②2019年8月以後、基準日（10月31日）までの間に資格喪失又は転出した申請者について

原則として、資格喪失又は転出の手続きと同時に、窓口で本給付金の申請取下げの受付を行う。なお、申請者が転出する場合は、転出先の自治体で本給付金の申請を行うことを勧奨するとともに、申請時に提出された戸籍を返却する。



## 審査・支給決定（11月～12月）

申請者の支給要件の審査を行った上で、支給決定を行う。

申請者から提出された申請書等について確認し、本給付金の支給要件に該当するかの審査を行った上で、支給決定を行う。



## 支払い（1月）

支給決定を行った者に支払いを行う。

原則として、児童扶養手当1月定時払いの支払日と同日に、本給付金の支払いを行う。

併せて、申請者に対し、支給（不支給）決定通知書を送付する。

（備考）

不支給決定通知書の対象者は、11月分の児童扶養手当が全部支給停止となった者や、資格喪失等した後、申請取下げを失念等した者などが想定される。

## 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置について

### 1. 大綱の概要

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

### 平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定） 抜粋

一 個人所得課税  
 (地方税)  
 <個人住民税>

(11) 子どもの貧困に対応するため、次の措置を講ずる。

① 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

(注1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。

(注2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

② 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

# 児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)</p>									
<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。</p>									
<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 ※ 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。</p>									
<p>4. 手当月額(平成31年4月からの見込額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・児童1人の場合</td> <td>全部支給：42,910円</td> <td>一部支給：42,900円から10,120円まで</td> </tr> <tr> <td>・児童2人以上の加算額[2人目]</td> <td>全部支給：10,140円</td> <td>一部支給：10,130円から5,070円まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[3人目以降1人につき]</td> <td>全部支給：6,070円から3,040円まで</td> </tr> </table>	・児童1人の場合	全部支給：42,910円	一部支給：42,900円から10,120円まで	・児童2人以上の加算額[2人目]	全部支給：10,140円	一部支給：10,130円から5,070円まで		[3人目以降1人につき]	全部支給：6,070円から3,040円まで
・児童1人の場合	全部支給：42,910円	一部支給：42,900円から10,120円まで							
・児童2人以上の加算額[2人目]	全部支給：10,140円	一部支給：10,130円から5,070円まで							
	[3人目以降1人につき]	全部支給：6,070円から3,040円まで							
<p>5. 所得制限限度額(収入ベース)</p> <table border="0"> <tr> <td>・全部支給(2人世帯)</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>・一部支給(2人世帯)</td> <td>365万円</td> </tr> </table>	・全部支給(2人世帯)	160万円	・一部支給(2人世帯)	365万円					
・全部支給(2人世帯)	160万円								
・一部支給(2人世帯)	365万円								
<p>6. 受給状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月末現在の受給者数 973,188人 (母：914,691人、父：53,814人、養育者：4,683人)</li> </ul>									
<p>7. 予算額(国庫負担分) [31年度予算案] 2,074.8億円 (30年度予算額 1,710.9億円)</p>									
<p>8. 手当の支給主体及び費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</li> <li>・費用負担：国1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3</li> </ul>									

# 児童扶養手当の支払回数の見直しについて

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018年(平成30年)4月支払			8月支払			12月支払					
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し後>



↑ 奇数月の支払に変更

2019年(平成31年)4月支払			8月支払			11月支払			2020年1月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。

つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭  
福祉課母子家庭等自立支援室  
生活支援係  
電話：03-5253-1111(内線 7892)

## 平成29年度福祉資金貸付金の償還率について

## ① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	31.0	8.1	81.5
2 青森県	51.4	8.5	91.1
3 岩手県	57.2	13.7	89.5
4 宮城県	44.6	15.1	85.5
5 秋田県	57.8	11.4	93.0
6 山形県	48.7	13.3	90.3
7 福島県	49.8	14.9	89.9
8 茨城県	49.3	11.2	94.3
9 栃木県	41.0	10.2	82.2
10 群馬県	45.0	9.5	91.3
11 埼玉県	61.6	13.9	88.0
12 千葉県	42.8	8.9	91.4
13 東京都	28.1	9.5	72.9
14 神奈川県	25.1	6.4	74.4
15 新潟県	65.5	8.8	93.5
16 富山県	45.3	5.4	92.7
17 石川県	88.6	4.6	87.6
18 福井県	37.0	2.9	94.3
19 山梨県	40.1	8.7	91.8
20 長野県	48.9	10.4	92.5
21 岐阜県	67.8	18.5	90.7
22 静岡県	52.5	9.6	89.5
23 愛知県	48.0	10.0	95.0
24 三重県	44.0	9.6	89.4
25 滋賀県	78.2	17.1	94.6
26 京都府	58.0	10.7	92.4
27 大阪府	63.4	17.1	92.1
28 兵庫県	59.1	11.1	93.4
29 奈良県	50.1	9.3	89.9
30 和歌山県	77.3	8.7	97.3
31 鳥取県	58.7	15.8	89.7
32 島根県	45.5	8.5	87.9
33 岡山県	71.3	22.3	95.4
34 広島県	55.0	8.2	93.8
35 山口県	28.4	8.6	86.5
36 徳島県	37.0	6.9	88.6
37 香川県	65.6	10.7	95.6
38 愛媛県	42.2	7.2	89.8
39 高知県	70.5	17.5	96.4
40 福岡県	37.2	12.0	87.7
41 佐賀県	31.6	12.1	92.2
42 長崎県	47.4	13.8	88.9
43 熊本県	69.0	20.6	90.9
44 大分県	43.1	10.5	87.6
45 宮崎県	50.3	13.9	90.3
46 鹿児島県	44.9	13.5	90.3
47 沖縄県	47.6	14.1	90.8

【指定都市、中核市】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.5	8.3	76.1
49 仙台市	26.0	11.0	83.6
50 さいたま市	51.7	11.1	89.2
51 千葉市	43.4	10.3	82.0
52 横浜市	27.5	9.9	83.7
53 川崎市	22.1	6.7	82.6
54 相模原市	30.5	9.3	77.6
55 新潟市	54.1	17.3	86.1
56 静岡市	39.9	7.3	81.3
57 浜松市	73.7	22.0	94.6
58 名古屋市	57.0	11.3	88.2
59 京都市	22.4	8.7	80.6
60 大阪市	29.0	8.9	83.0
61 堺市	42.0	7.8	86.1
62 神戸市	35.9	9.8	90.2
63 岡山市	34.6	9.3	88.0
64 広島市	39.4	6.9	85.1
65 北九州市	34.2	5.5	88.6
66 福岡市	14.0	3.6	81.9
67 熊本市	43.4	12.3	87.0
68 旭川市	22.6	3.5	78.6
69 函館市	23.5	7.5	73.8
70 青森市	56.8	12.4	89.0
71 八戸市	53.8	7.2	90.2
72 盛岡市	33.0	11.0	73.0
73 秋田市	55.8	12.1	91.7
74 郡山市	37.8	13.5	95.2
75 いわき市	41.4	9.6	79.9
76 宇都宮市	34.0	5.6	83.6
77 前橋市	46.6	15.7	87.3
78 高崎市	61.4	8.0	94.6
79 川崎市	77.7	15.7	92.3
80 越谷市	65.6	11.9	89.4
81 船橋市	51.1	13.2	93.2
82 柏市	73.8	24.0	97.2
83 八王子市	45.4	10.5	95.4
84 横須賀市	23.3	6.0	76.9
85 富山市	69.9	15.9	97.7
86 金沢市	42.7	8.6	92.9
87 長野市	29.4	7.4	86.0
88 岐阜市	56.2	23.2	91.9
89 豊橋市	60.8	7.6	94.6
90 岡崎市	69.4	23.8	97.1
91 豊田市	68.7	14.8	97.1
92 大津市	62.6	4.6	93.4
93 高槻市	51.9	9.2	90.0
94 東大阪市	40.5	8.9	90.1
95 豊中市	61.9	8.4	94.9
96 枚方市	33.9	6.2	87.8
97 姫路市	55.4	12.6	94.1
98 西宮市	30.1	6.1	85.2
99 尼崎市	34.3	4.3	90.6
100 奈良市	29.3	7.8	87.0
101 和歌山市	43.6	9.2	83.6
102 倉敷市	64.9	20.2	89.6
103 福山市	55.5	11.8	96.0
104 呉市	56.1	6.5	89.3
105 下関市	27.4	9.8	88.3
106 高松市	48.4	9.3	96.0
107 松山市	47.8	10.1	86.6
108 高知市	46.6	13.7	87.3
109 久留米市	26.5	7.5	71.9
110 長崎市	40.6	9.4	86.4
111 佐世保市	34.7	9.2	78.0
112 大分市	28.6	6.4	81.2
113 宮崎市	33.5	14.2	97.8
114 鹿児島市	13.2	5.9	74.0
115 那覇市	34.0	13.3	73.0

平成29年度福祉資金貸付金の償還率について

② 父子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	57.5	4.0	64.0
2 青森県	77.6	0.0	94.0
3 岩手県	76.5	0.0	76.5
4 宮城県	82.9	100.0	80.8
5 秋田県	97.6	—	97.6
6 山形県	100.0	—	100.0
7 福島県	100.0	—	100.0
8 茨城県	100.0	—	100.0
9 栃木県	59.1	0.0	59.6
10 群馬県	—	—	—
11 埼玉県	81.8	0.0	86.3
12 千葉県	100.0	—	100.0
13 東京都	77.2	50.5	78.8
14 神奈川県	87.7	—	87.7
15 新潟県	100.0	—	100.0
16 富山県	89.1	—	89.1
17 石川県	100.0	—	100.0
18 福井県	—	—	—
19 山梨県	91.7	—	91.7
20 長野県	32.4	0.0	32.4
21 岐阜県	—	—	—
22 静岡県	50.9	0.0	53.4
23 愛知県	—	—	—
24 三重県	100.0	—	100.0
25 滋賀県	100.0	—	100.0
26 京都府	87.7	0.0	87.7
27 大阪府	100.0	—	100.0
28 兵庫県	93.3	—	93.3
29 奈良県	—	—	—
30 和歌山県	—	—	—
31 鳥取県	100.0	0.0	100.0
32 島根県	71.7	46.7	77.2
33 岡山県	98.9	—	98.9
34 広島県	100.0	—	100.0
35 山口県	100.0	—	100.0
36 徳島県	100.0	—	100.0
37 香川県	—	—	—
38 愛媛県	90.6	—	90.6
39 高知県	—	—	—
40 福岡県	100.0	—	100.0
41 佐賀県	100.0	—	100.0
42 長崎県	100.0	—	100.0
43 熊本県	77.4	—	77.4
44 大分県	100.0	—	100.0
45 宮崎県	93.2	—	93.2
46 鹿児島県	50.0	—	50.0
47 沖縄県	97.8	100.0	97.8

【指定都市、中核市】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	27.9	0.0	27.9
49 仙台市	95.1	—	95.1
50 さいたま市	100.0	—	100.0
51 千葉市	72.4	45.5	77.8
52 横浜市	65.9	46.8	69.0
53 川崎市	100.0	—	100.0
54 相模原市	92.7	—	92.7
55 新潟市	100.0	—	100.0
56 静岡市	40.4	0.0	42.4
57 浜松市	72.7	—	72.7
58 名古屋市	71.2	33.9	80.2
59 京都市	24.6	0.0	27.0
60 大阪市	—	—	—
61 堺市	—	—	—
62 神戸市	100.0	—	100.0
63 岡山市	85.1	100.0	81.8
64 広島市	100.0	—	100.0
65 北九州市	20.0	0.0	22.8
66 福岡市	56.1	100.0	49.5
67 熊本市	—	—	—
68 旭川市	100.0	—	100.0
69 函館市	100.0	100.0	100.0
70 青森市	—	—	—
71 八戸市	—	—	—
72 盛岡市	—	—	—
73 秋田市	100.0	—	100.0
74 郡山市	—	—	—
75 いわき市	22.0	0.0	29.5
76 宇都宮市	15.7	12.8	22.1
77 前橋市	—	—	—
78 高崎市	100.0	—	100.0
79 川越市	53.7	0.0	62.2
80 越谷市	—	—	—
81 船橋市	—	—	—
82 柏市	—	—	—
83 八王子市	100.0	—	100.0
84 横須賀市	—	—	—
85 富山市	—	—	—
86 金沢市	—	—	—
87 長野市	0.0	—	0.0
88 岐阜市	—	—	—
89 豊橋市	—	—	—
90 岡崎市	—	—	—
91 豊田市	—	—	—
92 大津市	—	—	—
93 高槻市	—	—	—
94 東大阪市	—	—	—
95 豊中市	—	—	—
96 枚方市	—	—	—
97 姫路市	—	—	—
98 西宮市	100.0	—	100.0
99 尼崎市	—	—	—
100 奈良市	—	—	—
101 和歌山市	100.0	—	100.0
102 倉敷市	100.0	—	100.0
103 福山市	100.0	—	100.0
104 呉市	—	—	—
105 下関市	—	—	—
106 高松市	—	—	—
107 松山市	88.7	0.0	89.1
108 高知市	—	—	—
109 久留米市	95.1	—	95.1
110 長崎市	100.0	—	100.0
111 佐世保市	100.0	—	100.0
112 大分市	—	—	—
113 宮崎市	—	—	—
114 鹿児島市	37.5	—	37.5
115 那覇市	100.0	—	100.0

平成29年度福祉資金貸付金の償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金  
【都道府県】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	34.8	7.8	86.1
2 青森県	48.2	8.3	97.8
3 岩手県	45.6	4.7	91.4
4 宮城県	37.4	20.3	73.5
5 秋田県	42.6	4.5	87.4
6 山形県	66.9	12.0	99.6
7 福島県	26.4	12.1	73.3
8 茨城県	59.8	7.0	96.4
9 栃木県	26.1	2.2	89.8
10 群馬県	57.4	32.2	94.9
11 埼玉県	53.7	14.8	80.8
12 千葉県	37.9	7.6	93.0
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	19.7	6.7	74.0
15 新潟県	55.3	1.7	98.4
16 富山県	40.3	4.2	95.4
17 石川県	31.1	4.7	89.5
18 福井県	54.9	4.2	90.6
19 山梨県	27.1	8.0	99.5
20 長野県	38.7	6.4	92.3
21 岐阜県	56.8	17.2	91.1
22 静岡県	50.1	14.7	90.2
23 愛知県	47.4	3.0	96.2
24 三重県	36.8	6.5	82.8
25 滋賀県	82.1	16.5	96.5
26 京都府	44.3	7.8	91.8
27 大阪府	69.7	21.0	94.5
28 兵庫県	39.9	8.4	96.9
29 奈良県	37.1	4.4	93.0
30 和歌山県	68.6	21.5	96.3
31 鳥取県	44.1	11.6	84.8
32 島根県	38.6	4.7	89.4
33 岡山県	53.3	39.3	76.7
34 広島県	40.7	3.3	97.8
35 山口県	11.6	2.7	93.5
36 徳島県	24.2	5.3	90.5
37 香川県	37.0	6.7	96.4
38 愛媛県	21.5	3.7	90.1
39 高知県	74.2	38.6	96.7
40 福岡県	42.4	8.7	96.2
41 佐賀県	22.5	8.1	76.7
42 長崎県	21.3	5.2	100.0
43 熊本県	91.3	8.2	99.1
44 大分県	34.7	21.1	65.6
45 宮崎県	44.3	8.5	97.6
46 鹿児島県	29.5	9.8	86.2
47 沖縄県	41.5	9.5	90.9

【指定都市、中核市】

区分	平成29年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	27.1	12.3	83.0
49 仙台市	21.6	6.5	83.8
50 さいたま市	87.9	32.4	98.3
51 千葉市	42.6	10.8	84.2
52 横浜市	26.0	7.7	88.4
53 川崎市	11.2	3.4	81.9
54 相模原市	30.3	5.3	80.6
55 新潟市	67.9	11.1	93.8
56 静岡市	47.0	11.6	82.3
57 浜松市	72.3	21.1	96.7
58 名古屋	67.2	14.0	90.8
59 京都市	20.8	7.0	74.5
60 大阪市	43.6	13.4	93.1
61 堺市	46.3	6.4	92.4
62 神戸市	15.4	2.1	94.9
63 岡山市	18.0	4.7	100.0
64 広島市	39.6	5.6	88.2
65 北九州市	42.7	7.4	91.9
66 福岡市	21.8	1.8	86.5
67 熊本市	53.3	9.3	99.4
68 旭川市	37.4	3.4	88.9
69 函館市	26.1	10.8	71.1
70 青森市	72.8	0.2	94.4
71 八戸市	39.9	0.0	89.7
72 盛岡市	23.9	8.4	68.4
73 秋田市	81.1	24.4	92.9
74 郡山市	22.4	0.0	100.0
75 いわき市	23.8	6.8	60.9
76 宇都宮市	22.2	3.3	92.4
77 前橋市	41.7	9.5	94.4
78 高崎市	81.2	0.0	100.0
79 川越市	44.8	0.0	92.5
80 越谷市	74.0	56.9	79.4
81 船橋市	28.6	2.9	89.0
82 柏市	34.1	11.6	97.3
83 八王子市	-	-	-
84 横須賀市	15.7	1.1	81.2
85 富山市	30.9	2.3	100.0
86 金沢市	24.1	5.3	94.7
87 長野市	31.2	1.3	75.8
88 岐阜市	65.2	42.8	100.0
89 豊橋市	-	-	-
90 岡崎市	100.0	-	100.0
91 豊田市	100.0	-	100.0
92 大津市	58.5	1.7	100.0
93 高槻市	46.4	11.5	98.2
94 東大阪市	48.2	7.5	89.8
95 豊中市	74.1	10.1	99.8
96 枚方市	58.8	3.5	94.8
97 姫路市	87.8	29.0	99.3
98 西宮市	15.1	3.2	100.0
99 尼崎市	72.4	8.0	86.2
100 奈良市	17.6	0.5	81.1
101 和歌山市	38.0	5.7	78.6
102 倉敷市	23.4	1.0	100.0
103 福山市	36.6	13.7	99.1
104 呉市	62.1	3.0	92.9
105 下関市	9.6	4.3	81.4
106 高松市	21.0	6.2	99.0
107 松山市	16.9	3.4	68.6
108 高知市	39.1	9.6	91.5
109 久留米市	24.7	2.5	92.3
110 長崎市	27.2	5.5	90.6
111 佐世保市	11.2	1.5	100.0
112 大分市	13.2	2.1	88.4
113 宮崎市	8.7	1.8	100.0
114 鹿児島市	12.9	7.6	62.2
115 那覇市	29.6	10.9	63.2

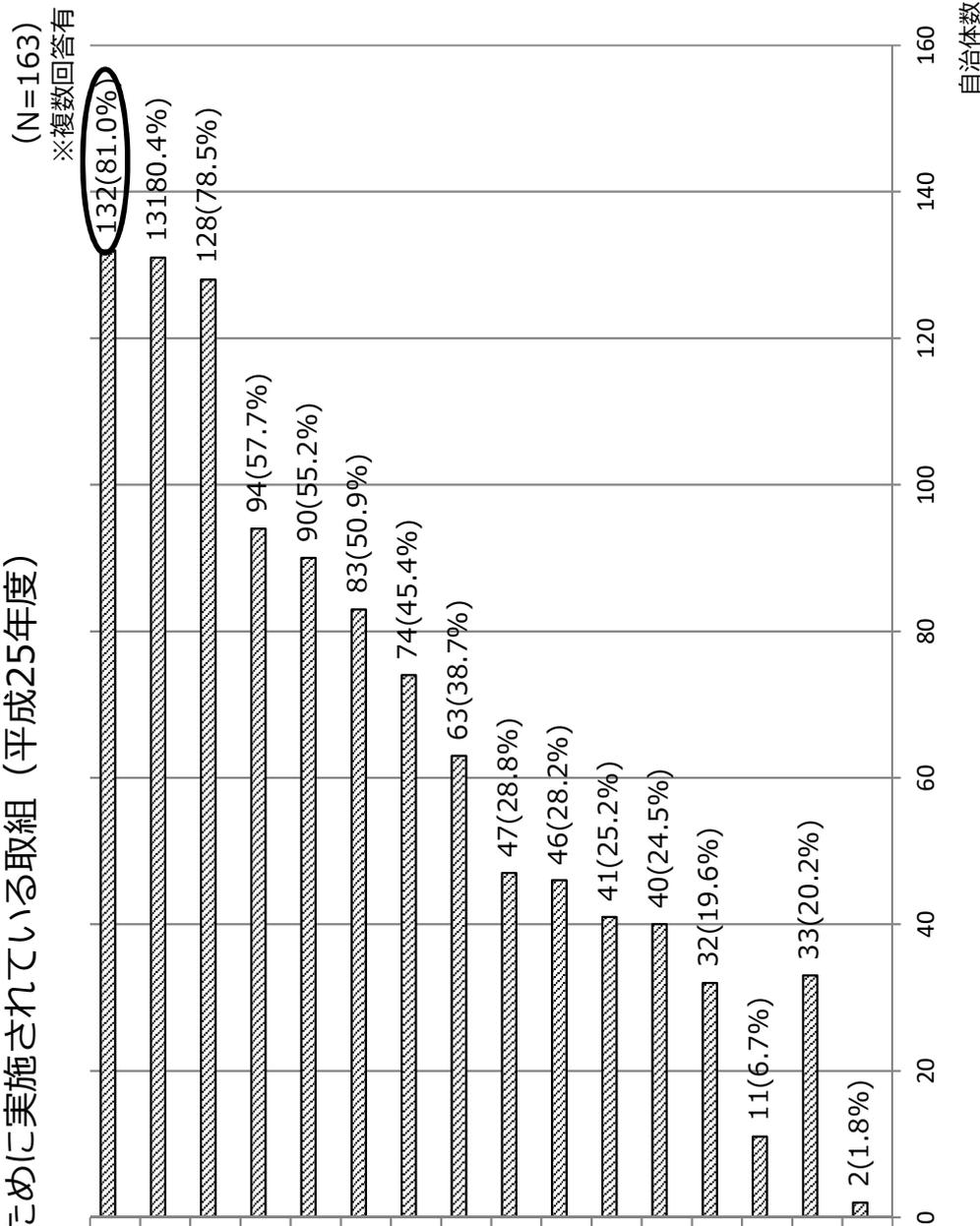
## 母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況 (※) について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

(※) 母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体（合計163団体）を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

○ **償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催促の実施」(132自治体、81.0%)**、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施(131自治体、80.4%)」、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。

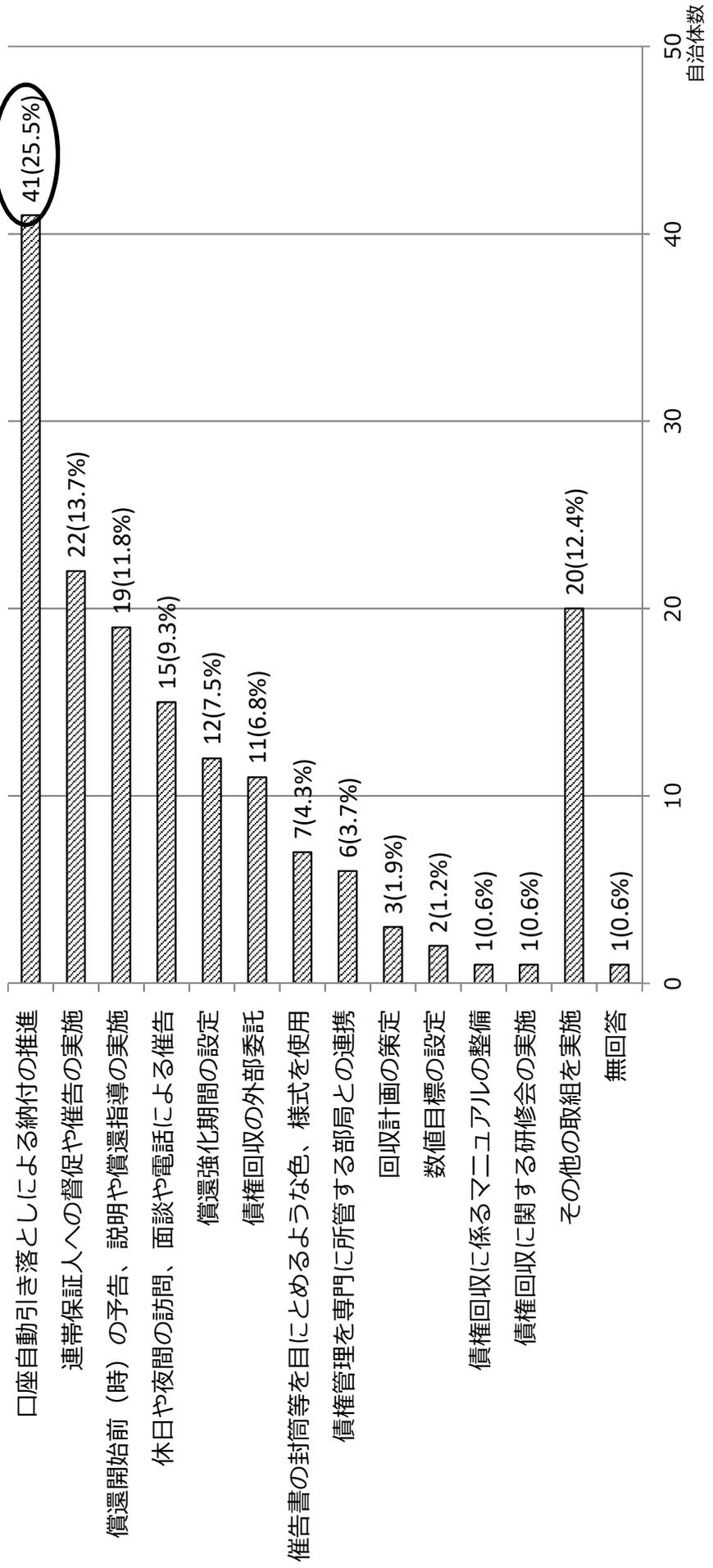
償還向上のために実施されている取組 (平成25年度)



※ 「口座自動引き落としによる納付の推進」については、口座自動引き落としによる納付を原則としている又は推奨している場合をいう。(以降同じ)

○ 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考**  
**えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」(41自治体、25.5%)が最も多く、次い**  
 で、「連帯保証人への督促や催促の実施」(22自治体、13.7%)、「その他の償還率を向上させる  
 ための取組」(20自治体、12.4%)となっている。

各自治体が最も効果が高いと考えている取組 (平成25年度)

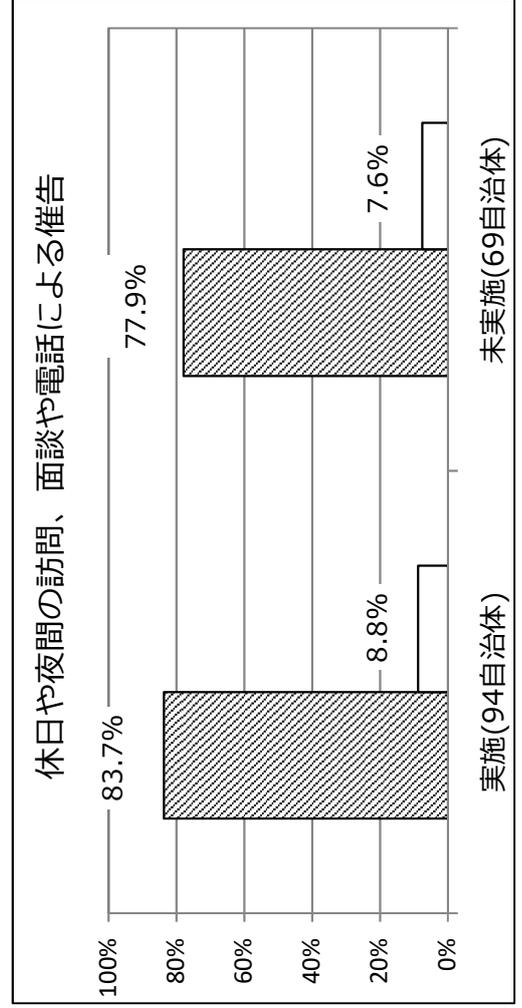
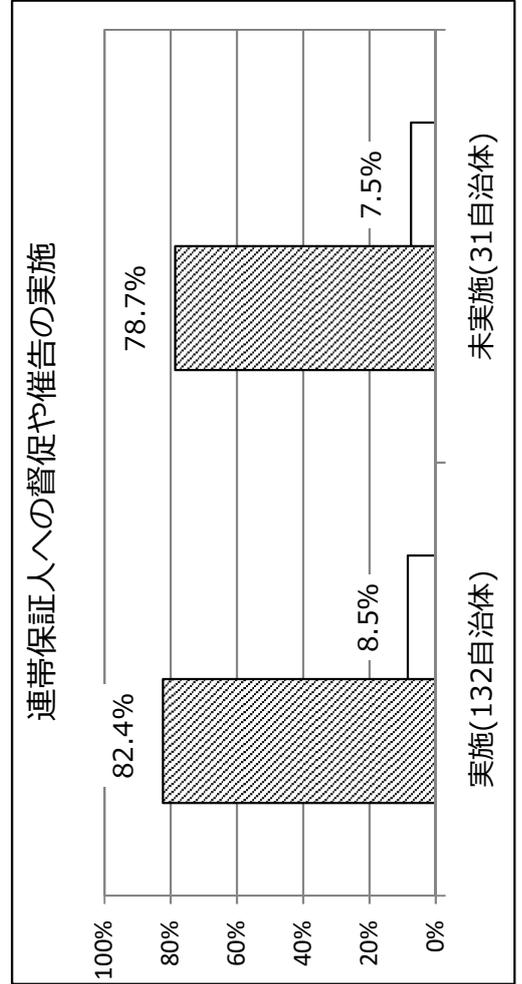
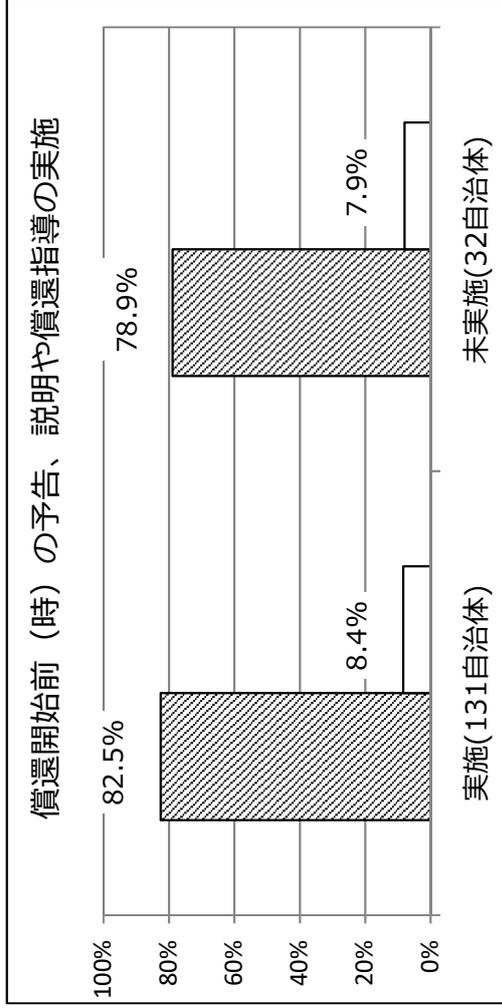
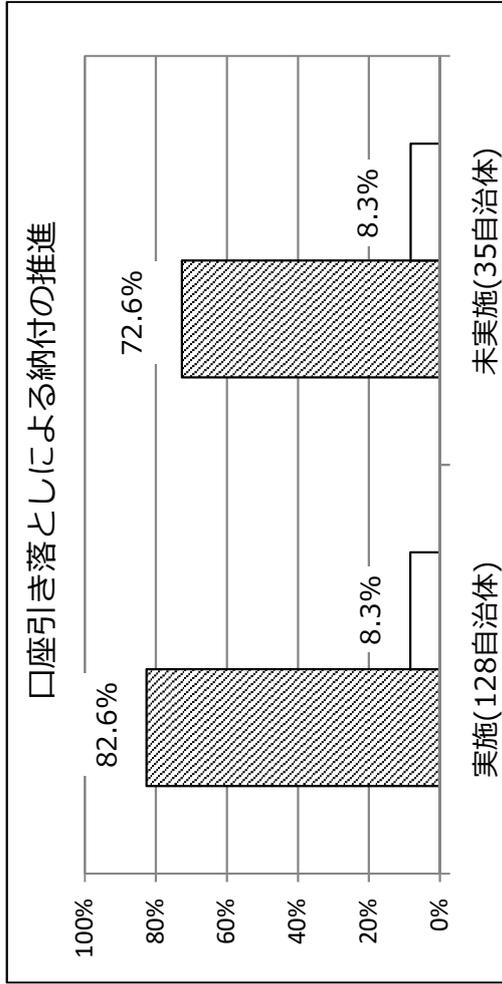


○ 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみ対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ATMによる現金払い込みを平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、支払い督促の実施。
- 償還協力員等の嘱託職員による訪問集金を行っている。
- 民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

○ 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

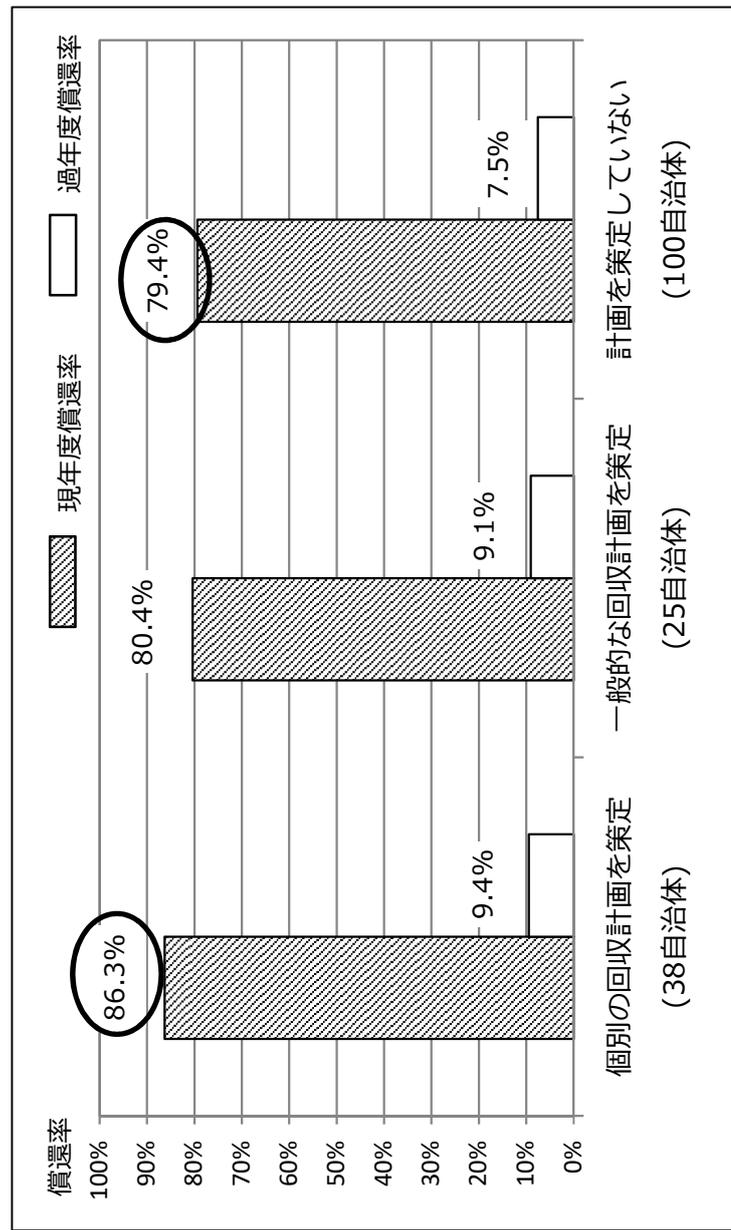
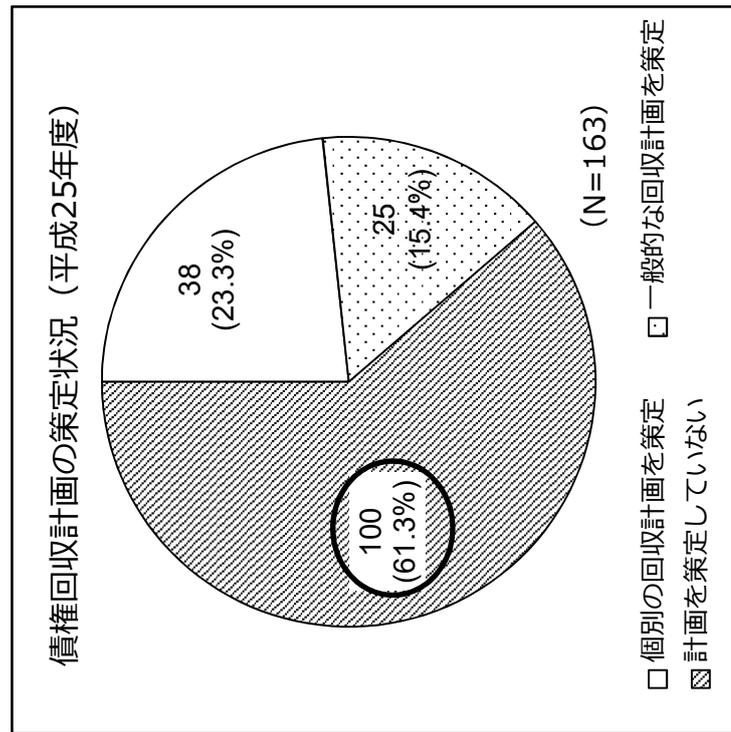
■ 現年度償還率 □ 過年度償還率



(出典) 家庭福祉課調べ

○ 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体（23.3%）、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体（15.4%）、「**計画を策定していない**」自治体が100自治体（61.3%）となっている。

○ 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「**計画を策定していない**」自治体の平成25年度現年度償還率には、6.9%の差がある。



○ 裁判所への法的措置（例：民事訴訟や支払督促）について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体（14.1%）、「実施したことがない」自治体が140自治体（85.9%）となっている。

## 母子・父子自立支援員の設置状況

(平成29年度末現在)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町 村長による委嘱	計	市及び福祉事務所 設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援 員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	69	83	35	34	97%
青森県	6	7	13	10	4	40%
岩手県	24	5	29	14	2	14%
宮城県	10	29	39	14	3	21%
秋田県	4	17	21	13	13	100%
山形県	8	13	21	13	13	100%
福島県	17	5	22	13	2	15%
茨城県	9	13	22	32	13	41%
栃木県	4	34	38	14	14	100%
群馬県	10	15	25	12	10	83%
埼玉県	21	33	54	40	15	38%
千葉県	21	78	99	37	37	100%
東京都	1	190	191	49	49	100%
神奈川県	21	50	71	19	19	100%
新潟県	9	14	23	20	4	20%
富山県	2	11	13	10	10	100%
石川県	4	14	18	11	11	100%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	9	15	24	13	12	92%
長野県	10	24	34	19	19	100%
岐阜県	9	31	40	21	21	100%
静岡県	8	16	24	23	8	35%
愛知県	8	63	71	38	37	97%
三重県	5	18	23	15	15	100%
滋賀県	3	17	20	13	13	100%
京都府	12	110	122	15	15	100%
大阪府	4	76	80	34	33	97%
兵庫県	7	60	67	29	29	100%
奈良県	5	21	26	13	13	100%
和歌山県	9	8	17	9	7	78%
鳥取県	2	17	19	17	17	100%
島根県	0	27	27	19	19	100%
岡山県	3	27	30	18	16	89%
広島県	1	41	42	23	20	87%
山口県	8	16	24	14	14	100%
徳島県	9	11	20	8	8	100%
香川県	4	9	13	8	8	100%
愛媛県	3	12	15	11	11	100%
高知県	2	5	7	11	3	27%
福岡県	31	58	89	28	16	57%
佐賀県	6	12	18	10	10	100%
長崎県	3	15	18	13	13	100%
熊本県	9	16	25	14	14	100%
大分県	0	21	21	14	13	93%
宮崎県	5	4	9	9	9	100%
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%
沖縄県	15	6	21	11	3	27%
合計	393	1,371	1,764	856	681	80%

(資料) 家庭福祉課調べ

## (再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	24
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	14
新潟市	11
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	93
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	7
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	1

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
八戸市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	4
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
越谷市	3
船橋市	7
柏市	3
八王子市	4
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	1
豊橋市	1
岡崎市	1
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	8
豊中市	1
枚方市	2
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
呉市	3
下関市	2
高松市	2
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
佐世保市	2
大分市	5
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

# ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハロワークによる支援 ・マザーズハロワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (H15年度創設) ・平成29年度自治体実施率：97.4% (112/115) ・相談件数：75,537件 ・就職実人数：5,412人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (H17年度創設) ・平成29年度自治体実施率：64.4% (582/904) ・プログラム策定数：6,702件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハロワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (H15年度創設) ・平成29年度自治体実施率：94.5% (854/904) ・支給件数：1,965件 ・就職件数：1,619件	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (H15年度創設) ・平成29年度自治体実施率：96.5% (872/904) ・総支給件数：7,312件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,585人 （看護師 989人、准看護師 1,154人、保育士 132人、介護福祉士 43人等） ・就職者数：1,993人 （看護師 873人、准看護師 765人、保育士 111人、介護福祉士 31人等）	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限3年）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (H27年度創設（補正）) ・貸付件数 入学準備金：1,977件 就職準備金：821件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (H27年度創設) ・平成29年度自治体実施率：29.4% (266/904) ・事前相談：201件 支給件数：50件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

(※) 115自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、904自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

## はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

## ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：平成30年12月14日（金）～平成31年2月15日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、平成31年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

## 募集要項

【募集対象】 下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
  - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
  - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
  - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
  - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
  - ②母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
  - ③重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
  - ④過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 平成30年12月14日（金）～平成31年2月15日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



# ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,766人 (常勤520人 非常勤1,246人) (相談件数) 738,001件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 38,304件
相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 72,750件
家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 12,918件
ひとり親家庭等生活向上事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 8,338件
情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 567回
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 205,813人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 225か所 定員: 4,702世帯 現員: 3,246世帯 (児童 5,411人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 845箇所 トワライトステイ実施 : 413箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成29年度末現在、母子生活支援施設:平成29年10月1日現在、子育て短期支援事業:平成29年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成29年度実績

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(石川県)

## ◆事業のポイント◆

- 対象者が少ないと見込まれる郡部において、ひとり親家庭の学習支援事業と生活困窮世帯の学習支援事業を一体実施することで、一定の参加者数を確保し、事業の継続的な実施につなげる。(県内8町のうち、6町で一体実施)

## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

### ◇県と町の事前協議の実施

- 教室の日程や周知の方法等の事業内容や、県と町の役割分担について、ひとり親施策の実施主体(町)と事前に協議の上、事業を実施している。

## 一体的に事業を実施することによる効果

### ◇効率的・効果的な支援の実施

- 一定の参加者数が確保できる。
- 個別に事業実施する場合に比べ、事業費負担の軽減が図られる。

## 連携イメージ



	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業
対象者	下記の世帯の小中学生、中学生、高校生 ・生活保護受給世帯 ・就学援助受給世帯 ・教育費負担軽減奨学金受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯	中学生、高校生
実施方式(委託先)	【委託】(町社会福祉協議会)	
対象年齢	小学生、中学生、高校生	
支援員	教員免許保持者または事業目的に理解のある大學生等	
利用する際の申請先	委託事業者	
実施場所	委託先法人施設、社会福祉施設、公民館 等	
実施日・時間	小学生：夏休み期間中に3日間～8日間(2h/回) 中学生：7月～3月に15回程度(2h/回) ※具体的日程は町により異なる	
事業実績	H29延べ利用者数	220人
	H30予算額	4.2百万円
		9.1百万円

## 具体的な取組内容

- 参加者が学校の課題等を自習する中で、分からない点を講師がサポートする。
- 学習だけでなく日常の事についての相談にも応じる、休憩時間にリクリエーションを行う等により、子どもの居場所づくりにもつなげる。

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(足立区)

## ◆事業のポイント◆

- 両事業間で相談を引き継ぐ際は「つなぐシート」を作成するなど工夫
- 必要に応じてそれぞれ担当へ情報提供を実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	居場所を兼ねた学習支援事業	ひとり親家庭学習支援事業(派遣型)
対象者	就学援助世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯	児童扶養手当受給中または同等の所得水準で、区が実施する他の学習支援を受けていない者
実施方式(委託先)	特定非営利活動法人キッズドア、認定特定非営利活動法人カタリバ	株式会社キズキ
対象年齢	中学生及び過去に本事業を利用していた高校生	小学4年～中学3年
支援員	受託事業者において採用している。	適切な学習支援等が出来る者を受託事業者が採用
利用する際の申請先	福祉部くらしとじとごとの相談センター	福祉部親子支援課
実施場所	足立区内	足立区内の各ご家庭
実施日・時間帯 ※複数教室ある場合は代表的なもの	月曜日を除く毎日(平日) 15時～21時(土日) 13時～21時	週1回程度 曜日・時間帯はご家庭と相談のうえ決定
事業実績	H29延べ利用者数 H30予算額	267人 9百万円

## 具体的な取組内容

つなぐシート等を活用して、子どもの状況に応じた学習支援事業の利用ができるよう連携している。

- 居場所を兼ねた学習支援事業利用希望者の中で、ひきこもり傾向がある等で学習支援施設に通うことが困難なひとり親世帯の子どもについては、「つなぐシート」を活用してひとり親支援事業につなぐ。
- 単年度のひとり親家庭学習支援事業(派遣型)では支援者数が限られており、居場所を兼ねた学習支援事業の利用が可能な希望者には電話連絡や「つなぐシート」を活用し、くらしとじとの相談センターへつなぐ。

## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

### ◇「つなぐシート」を活用した効率的・効果的な支援の実施

- 生活困窮：生活困窮者支援担当からひとり親支援担当に相談を引継ぐ際は、生活困窮者支援担当の相談員が、ひとり親支援の相談窓口まで同行している。また、相談の概要をまとめた「つなぐシート」を作成することにより、相談者が同じ相談内容を何度も説明しなくても済むような工夫をしている。

- ひとり親：必要に応じて、問合せがあった場合など生活困窮者支援担当へ情報提供を行うとともに、派遣型から居場所型の支援へ移行の折は、講師等同行のうえ学習支援の引継ぎを行う(予定)など、きめ細やかな関わりを持つよう工夫している。

## 一体的に事業を実施することによる効果

### ◇包括的な支援が可能

ひとり親支援担当では、経済的な理由で塾へ通うことができない、ひきこもり傾向にあり外出することが困難な児童・生徒等、様々な理由により民間の塾利用ができない、区が実施する他の学習支援事業が利用できないご家庭へ家庭教師を派遣している。一方、生活困窮者支援担当では、外出が可能な生徒を対象とした居場所を兼ねた学習支援を実施している。両事業ではともにひとり親家庭を支援対象としていることから、支援対象者は、この2事業から選択することができる。このため、ひとり親支援担当の相談から生活困窮世帯の相談につながることも多くなり、包括的な支援が可能になっている。

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(高浜市)

## ◆ 事業のポイント ◆

- 一体的な実施により効率的な支援を実施
- 事業統合は補助金の有効活用もさることながら、要支援世帯へのメリットが大きい(支援が必要な子どもを幅広く継続してカバーできるようになった)
- まちづくり協議会主催の子ども食堂との連携等、地域ぐるみの支援を実施

	生活困窮	ひとり親
事業名称	「ステップ・ジュニア」(小学4～6年生) 「ステップ」(中学生・高校生)	
対象者	ひとり親世帯及び生活困窮世帯	
実施方式(委託先)	【委託】NPO法人 アスクネット	
対象年齢	小学4～6年生、中学生、高校生	
利用する際の申請先	市窓口(いきいき広場2階)	
実施場所	市庁舎会議室 等	
実施日・時間	平日週1回(小学生) 16:00～19:00 土曜日(小学生) 午前もしくは午後 土曜日(中学生) 9時～16時 ※ 夏季休暇期間中は週3回	
事業実績	H29延べ利用者数	1,263人
	H30予算額	200万円

## 具体的な取組内容

- 学習支援及び居場所の提供、進路・生活面での相談支援。
- ことも食堂及び市民ボランティアと連携した食事提供。
- 市民による講話や仕事体験等の講座を実施し、進学・就職への意識をいち早く持つってもらうとともに、希望する進路へ進むための目標設定等を支援。
- 子どもの成長に応じ、進学や就職、中退の未然防止等、状況に合わせた支援を行い、子どもたちが自ら希望する進路へ進み、将来的に自立していく力を育むことで、「貧困の連鎖」の防止を目指す。



## 一体的に事業を実施することによる効果

### ◇ 効率的・効果的な支援の実施

- 子どもを世帯の別なく把握することができるようになるとともに、学校との連携もやすくなり、効率的な支援が行えるようになった。
- ひとり親家庭は生活困窮に陥りがちなことに加え、子どもが必要としている支援は、ひとり親世帯と生活困窮家庭でほぼ変わらないため、両事業の統合はスケールメリットを活かした補助金の有効活用にもつながった。
- ひとり親家庭限定で支援していた際は、ひとり親家庭の小学生が卒業した際に世帯の経済状況によっては支援対象外となり必要な支援が届かなくなることがあったが、統合により引き続き支援ができるようになったことが要支援世帯に対する大きなメリットとなり、貧困の連鎖を防止していくうえで一層有効な施策となったと考えている。

## ～29年度 2事業者に業務委託

### ひとり親世帯の子どもへの学習支援

対象:小学4～6年生 補助金:母子家庭等対策総合支援事業費補助金

### 生活困窮世帯の子どもへの学習支援

対象:中学・高校生 補助金:生活困窮者等自立支援事業費補助金

対象外:生活困窮世帯の小学生(29年度まで)

## 30年度 1事業者に業務委託し、一体的に実施

### 支援が必要な子どもへの学習支援

対象:ひとり親または生活困窮世帯の小学4～6年生、中学生

補助金:2補助金を按分

小学生への支援を平日は19時まで延長し、働く家庭をサポート

※小学生と中学生は食事や行事等を合同で実施

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(桑名市)

## ◆事業のポイント◆

- 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることが可能
- 学習支援ボランティアの奪い合いにもならない
- 子どもが安心して自分の存在を認められる居場所を確保できる

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	学びサポート	
対象者	ひとり親世帯、生活困窮世帯、生活保護世帯	
実施方式(委託先)	【委託】桑名市社会福祉協議会	
対象年齢	小学生、中学生	
支援員	大学生、ボランティア、教員経験者 等	
利用する際の申請先	桑名市役所内「相談支援室」	
実施場所	公民館等公共施設	
実施日・時間	平日 15時～21時	
※複数教室ある場合は代表的なもの		
事業実績	H29延べ利用者数 H30予算額	109人 5,283千円

## 具体的な取組内容

- 桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーデイネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーデイネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。

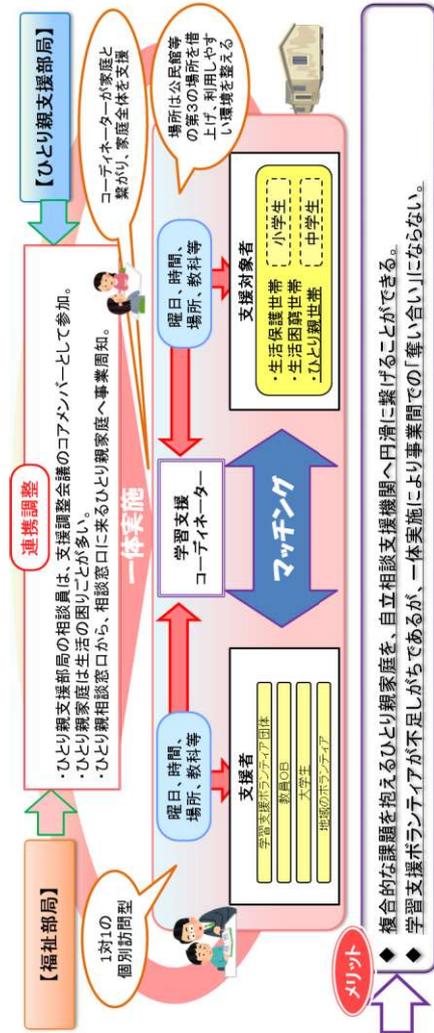
## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇ボランティアの確保や居場所としての雰囲気づくり
  - 継続的なボランティア支援員とのマッチング。
  - ボランティア支援員と生徒の相性を大切にしている。
  - 自分の存在を認められる居場所としての雰囲気作り。

## 一体的に事業を実施することによる効果

- ◇効果的・効果的な支援の実施
  - 申請・受付が窓口が1つとなって利用者として迷うことがない。
- ◇ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもも共通の課題への対応
  - ひとり親世帯と困窮世帯とは少なからず関係があると考えられ、ケースをとおし広く見ることができ、生活全体の相談に入って行きやすい。

## 連携イメージ



# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(調布市)

## ◆事業のポイント◆

- 教育部門、保健福祉部門や地域団体等の関係機関との情報共有・連携を通じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯を地域で支えるネットワークを構築

生活困窮・生活保護		ひとり親
事業名称	子ども・若者総合支援事業「ここあ」	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)及び生活困窮世帯の子ども</li> <li>○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及びひとり親家庭の20歳未満の子</li> </ul>	
実施方式(委託先)	【委託】調布市社会福祉協議会	
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子ども ：小学校6年生・中学生</li> <li>○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及び20歳未満の子：中学校卒業後</li> </ul>	
支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援員：110名(大学生等のボランティア)</li> <li>○生活支援員：4名(委託先団体職員(社会福祉士、元中学校教諭等))</li> </ul>	
利用する際の申請先	調布市社会福祉協議会 (世帯区分に限らず申請可能) ※ 申請受付後、調布市青少年支援担当部署が申請書を受取り、利用決定通知を交付している。	
実施場所	調布市総合福祉センター (社会福祉協議会に管理・運営を委託) ※ 駅から徒歩圏内でアクセスが良く、会場料は不要。事務室・居場所事業は専用スペースを確保し、学習支援については、既存のスペースや一部備品等を使用することで、開設に係る費用負担を軽減。	
実施日・時間帯	毎週月・水・金曜日 18:00~20:00 (その他、毎月イベント等を実施)	
事業実績	H29利用者数(延べ人数)	1,322人 小学校6年生：4人 中学生：1,318人
	H30予算額	11,116千円

## 具体的な取組内容

- ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもを対象に、大学生等のボランティアによるマンツーマンの学習支援を行うとともに、不登校や引きこもりの子どもも対象に含めた相談や居場所の提供を行っている。また、利用者の利便性に配慮し、事業の申請は全て同一の窓口で行っている。
- 事業を通して得た子どもや家庭の情報を関係機関と共有し、各機関において必要な支援を提供することで、ひとり親家庭や生活困窮世帯等が地域で孤立すること防止する。

## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

### ◇大学生等ボランティアの確保方法

- 市内及び近隣の大学へ出向き、ボランティアセンターや大学構内へのチラシ掲示等実施しボランティアを募集するほか、本事業に理解のある大学教授の協力のもと、講義の中で事業紹介やボランティアの募集をし、その場での登録も行っている。また大学の同窓会の協力のもと、学生会員への事業紹介を実施してもらっている。
- そのほか、本事業のボランティアの養成を目的として学生ボランティアのリーダー養成研修を実施し、本事業以外のボランティア活動を行っている方を含め、ボランティア同士の幅広い交流による口コミでの登録もある。
- また高等学校卒業程度認定試験合格を目指すための学習支援ボランティアについては、民間団体の協力を得て、同試験合格経験のあるひとり親や教員免許を持つボランティアを確保している。

### ◇事業運営委員会と事務局会議の実施

- 学識経験者や教育委員会、民間団体等外部委員も含めた運営委員会を設置(年4回開催)、事業の実施状況や効果の検証を行っている。また、ひとり親支援、生活困窮者支援担当及び不登校や引きこもりの子どもへの支援を担当する部署と事業委託先団体で、運営会議を毎月開催し、利用者の状況や支援の課題などの情報の共有を行うとともに、事業の実施状況を踏まえた今後の事業方針の検討を行っている。

### ◇子どもや家庭の状況の把握、その他の支援との連携

- 学校、母子・父子自立支援員、民生児童委員などの関係機関等と、支援が必要な子どもや家庭の状況について情報を共有するとともに、子どもや家庭の状況に応じた支援につなげるなど、本事業に從事する生活支援員が地域支援コーディネーターとしての役割を果たしている。

## 一体的に事業を実施することによる効果

### ◇効果的・効果的な支援の実施

- 学校などの教育部門と福祉部門の双方が支援している家庭も多く、関係機関の連携のもとで一体的な支援を行う体制を確保することで、支援が必要な家庭の早期把握に資するとともに、関係機関における各支援の相乗効果が期待できる。
- また、対象世帯を区別することなく事業を実施することで、利用者の利便性の向上だけでなく、ボランティアや会場の確保等も効果的に行うことができる。

### ◇ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもも共通の課題への対応

- ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもは、学習面や基本的な生活習慣の習得などの生活面の支援が必要であるなど、共通する点も多く、一体的に支援する中で把握した情報を、ひとり親支援担当と生活困窮者支援担当が共有し検証することで、両施策の連携強化や施策の向上に資することが期待できる。

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(船橋市)

## ◆ 事業のポイント ◆

- 高等学校等進学後における家庭の状況の把握や子どもの悩み相談などのアフターケアを含めた継続的な支援の実施

## 具体的な取組内容

- ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、教員OBや大学生等による学習支援を行い、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るとともに、進学及び進路相談などの支援を行う。
- 学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した子どもを対象に、生活状況の把握や悩み相談などの継続的な支援を実施する。

## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇ **利用申請の受付や事業実施場所の確保方法**
  - 申請の受付、事業の実施場所の選定(会場の確保や日程調整)や実施状況の確認等を同一の部署(生活困窮者支援担当)で実施している。
  - また、事業の利便性の向上を図る観点から、利用者が利用しやすい会場を選択することができるよう、事業実施場所を複数確保するよう努めている。

## ◇ 事業周知方法

- 事業を実施するに当たり、ひとり親支援担当や生活保護担当から対象者に対し、実施日や時間帯、会場等についての案内を送付するなど、利用勧奨を行うとともに、市内の中学校の協力のもと、就学援助制度の認定通知を配布する際に、学習支援事業の案内も同封するなど、教育部門との連携を図っている。

## 一体的に事業を実施することによる効果

### ◇ 事業の効率的な実施

- 申請の受付窓口等を一本化することで、利用者の利便性の向上が図られるとともに、会場の確保や日程などについての各担当間の協議の省略や、対象者を区別せずに支援することで、インスタクターの人的費や事務費などの経費を軽減することができ、事務の効率化が図られる。
- 複数の会場を実施する場合であっても、それぞれの会場の利用者を一定程度確保し、事業を確実に実施することができる。また、会場を利用者が選択できる環境を整えることで、利用者の利便性向上と利用促進にもつながる。

## 平成30年度からの新たな取組み(高等学校等進学後支援について)

### ◇ 新たな取組みの内容

- ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもについては、継続的に子どもの状況を把握し、必要な支援につなげることが重要であることから、高等学校等進学後にあっても、中退防止を目的として、引き続き学校生活や日常生活における不安等の悩み相談などのアフターケアを実施している。

### ◇ 期待される効果

- 悩み相談を実施することで、子どもや家庭におけるリスクを早期発見し、中退を防止するとともに、必要な支援につなげることができる。
- 学校や保護者に相談しにくい悩みの相談ができる体制を確保することで、子どもの精神面のケアも期待できる。

生活困窮・生活保護		ひとり親
事業名称	生活困窮世帯等学習支援事業	
対象者	ひとり親世帯等(児童扶養手当を受給または同様の所得水準のひとり親世帯及び養育者世帯)、生活保護世帯、生活困窮世帯(就学援助制度認定)の子ども	
実施方式(委託先)	【委託】株式会社 ヒューマン・タッチ	
対象年齢	中学生	
支援員	○ 教室長: 6名(元教員1名、塾講師・家庭教師経験者2名、臨床心理士1名、元インスタクター2名) ○ インスタクター: 約100名(元教員、塾講師、大学生等)	
利用する際の申請先	船橋市地域福祉課(生活困窮者支援担当) ※ 世帯区分に限らず申請可能	
実施場所	船橋市内全4会場(6教室) ※ 船橋市は地域を5行政ブロックに分けており、各行政ブロックに実施場所を設置できるよう会場を検討した。(現状は4行政ブロックまで設置済)使用する施設は、一般利用者の妨げとならないよう、閉館後の施設を使用している。	
実施日・時間帯	原則週2日(各教室) ① 南部: 火・金 18:00~20:00 ② 東部A: 月・木 18:00~20:00 ③ 東部B: 水・土(水) 18:00~20:00 (土) 17:00~19:00 ④ 西部: 月・木 18:00~20:00 ⑤ 北部A: 火・木 18:00~20:00 ⑥ 北部B: 水・金 18:00~20:00	
事業実績	H29利用者数(実人数)	ひとり親世帯等: 120人
	H30予算額	58,652千円

# ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(豊橋市)

## ◆事業のポイント◆

- 個々の子どもの学習記録を作成し、学習意欲や学力の状況を把握することで、ひとり親家庭等及び生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもの学習のつまづきを早期にケアし、高校、大学等への進学につなげる。

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	学習教室ステップ	
対象者	ひとり親家庭、養育者家庭、生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども	
実施方式（委託先）	【直営】ひとり親支援・生活困窮支援担当課の双方が所管	
対象年齢	中学生・高校生	
支援員	69名（大学生及び大学院生） ※県内外10大学からの協力	
利用する際の申請先	市福祉事務所のひとり親支援担当・生活困窮世帯支援担当双方の窓口において受付を実施。 ※世帯区分に限らずどちらの窓口でも申請可能	
実施場所	①豊橋市民センター ②豊橋区市民館 ③アイブラザ豊橋 ④豊橋市視聴覚教育センター	
実施日・時間帯	①毎週土曜日 13:30～16:30 ②・③隔週土曜日 13:30～16:30 ④隔週土曜日 13:00～16:00	
事業実績	H29利用者数（延べ人数）	306人 中学生：216人 高校生：90人
	H30予算額	1,039千円

## 具体的な取組内容

- ひとり親家庭等及び生活困窮世帯の子どもを対象に、気軽に相談できる大学生を講師とする学習支援を行い、学習意欲の喚起、学力の向上を図る。
- 大学生が講師となることで、子どもがより親近感を持って気軽に質問や相談をしやすい環境としている。また学習だけでなく、休憩時間におやつを提供を行い、子どもと歓談しながら生活面の様子を聞き取っている。その他、「お楽しみ会を開催する等、気軽に参加できる「居場所」の提供を行っている。

＜学習支援の様子＞



## 一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇ 講師（大学生ボランティア）の確保方法
  - 豊橋市ホームページや市広報誌において募集を行うとともに、近隣の大学と協力し、市担当者が直接大学に赴き、講師募集に関する説明会を開催している。また、大学の掲示板にチラシを掲載してもらっている。
- ◇ ひとり親家庭等支援担当と生活困窮世帯支援担当との連携
  - 当事業の利用者及び講師の情報をも共有し、教室運営やシフト調整に活用している。講師採用の面接は、両担当が同席している。
- ◇ 個々の子どもの学習記録を作成し、子どもの学習意欲や学力に応じた支援を実施
  - 「学習記録票」は共通の様式を使用し、学習内容や生活状況を記録できるようになっている。記録をもとに、個々の子どもの状況に応じた学習支援を行うとともに、生活面の状況もあわせて把握することで、各家庭の状況に応じた支援につなげている。
  - 毎月、2課が共同で当事業に関する通信を参加者あてに送付し、開講日程・講師紹介・各会場の出席状況・季節のコラム等を掲載し、子どもの出席率向上を図っている。

## 一体的に事業を実施することによる効果

- ◇ 事業の効率的な実施
  - ひとり親家庭等支援担当及び生活困窮世帯支援担当の窓口双方で利用申請を受け付けることで、利用者の利便性の向上が図られる。また、会場数が増えるため、利用者が継続し通いやすい会場を選択でき、利用者数を確保することができる。
  - 講師も希望会場を選択することができるため、必要な講師数を確保しやすいとともに、各会場での過不足時など講師の柔軟な配置を行うことができる。また、任用登録や資金支払など、一括して行える。
  - ※会場数：4会場（2課合計）、延べ123回開催（平成30年度）
- ◇ 子どもの学習記録を活用した各種支援との連携
  - 学習記録はひとり親家庭等、生活困窮世帯ごとに管理を分けている。各担当会場で講師が作成した「学習記録票」は、世帯区分に応じ、各支援担当課に情報提供し、支援につなげている。

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

### ひとり親家庭に対する養育費相談等の実施について

ひとり親家庭の養育費確保等の支援につきましては、昨年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施（母子家庭等就業・自立支援事業）

等に取り組むこととしております。

これらの事業の実施に当たっては、事業実施主体となる自治体と地域の弁護士会との連携が必要となることから、厚生労働省においては、別添のとおり、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しております。

このことについては、平成 28 年 2 月 23 日に開催された全国児童福祉主管課長会議で周知したところですが、改めて周知いたします。

各自治体におかれましては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いいたします。

【別添】

雇児福発 0122 第 1 号  
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長  
( 公 印 省 略 )

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への  
協力について (依頼)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・ 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期 (8 月) 等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5,6)

別添2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2,4)

別添3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1,6~8)

別添4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※容量の関係から、参考資料の添付は省略します。

# 母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県	市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭ひとりの親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	札幌市、旭川市、帯広市、釧路市、室蘭市、士別市、北斗市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美幌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美幌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、名寄市(左記以外)の市在住者分は道の事業対象に含め実施(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、室蘭市、名寄市、富良野市、帯広市、知内町、苫小牧市、北見市(17/179)	札幌市、旭川市、苫小牧市、天塩町、中標津町、北見市、恵庭市、洞爺湖町、芽室町、弟子屈町(10/179)	帯広市(1/35)	札幌市、旭川市、函館市、富良野市、帯広市、恵庭市、北広島市、室蘭市、苫小牧市、伊達市、釧路市(12/35)
2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	青森市、五所川原市(2/10)	青森市、八戸市(2/2)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、平川市(7/10)	(0/8)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、平川市(8/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市、八戸市以外(青森市、八戸市以外)の市在住者分は県の事業対象に含め実施(40/40)	(0/10)	(0/10)	青森市、八戸市(2/10)
3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	盛岡市、大船渡市、花巻市、釜石市(4/14)	盛岡市(1/1)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(14/14)	盛岡市、宮古市、(左記以外)の市在住者分は県の事業対象に含め実施(14/14)	盛岡市(中核市以外)は県の事業対象に含め実施(33/33)	(0/33)	陸前高田市(1/14)	花巻市(1/14)

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数













母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県	市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭	ひとり親家庭
17 石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18 福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19 山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20 長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県		市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業
		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業								
愛知県	23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
三重県	24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県	市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等進学計画	ひとり親家庭等卒業程度認定試験合格支援事業
28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

近畿ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県	市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭ひとりの親家庭高等専門学校卒業程度認定試験合格支援事業
31 鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32 島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

		市等									
都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業
38 愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39 高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
40 福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

四国ブロック

九州ブロック



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県	市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/9)
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/20)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小都市、西都市、えびの市、串間市(9/9)
46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	鹿児島市、出水市、指宿市、志布志市、始良市(5/21)
47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	那覇市、宜野湾市、浦添市、石垣市、豊見城市、南城市、宮古島市(10/11)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

都道府県										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
◎	47	47	47	41	25	29	7	37	47	47
○	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0
	0	0	0	6	22	15	40	7	0	0
平成29年度実施状況										
都道府県合										
	265/857	65/68	32/789	807/857	825/857	541/857	916/1,741	898/1,741	33/857	229/857
	30.9%	95.6%	4.1%	94.2%	96.3%	63.1%	52.6%	51.6%	3.9%	26.7%

※◎…継続して実施、○…平成30年度以降に実施予定、空欄…未実施

<都道府県を含む実施状況>

平成29年度実施状況										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
◎	112/115	97.4%	32/789	4.1%	854/904	94.5%	582/904	64.4%	941/1,788	52.6%
○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	112/115	97.4%	32/789	4.1%	854/904	94.5%	582/904	64.4%	941/1,788	52.6%
	97.4%	4.1%	94.5%	51.8%	4.4%	64.4%	52.6%	4.4%	4.4%	29.4%
都道府県合										
	312/904	34.5%	32/789	4.1%	854/904	94.5%	582/904	64.4%	941/1,788	52.6%
	34.5%	4.1%	94.5%	51.8%	4.4%	64.4%	52.6%	4.4%	4.4%	29.4%

# 2019(平成31)年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成30年度予算額 → 平成31年度予算案  
182億円の内数 → 191億円の内数

## 1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金) 16百万円

### ○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

### ○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

## 2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金  
婦人保護事業費補助金

22億円

### ○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

### ○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

### ○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費  
婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

### ○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

### ○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

### ○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

### ○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

### ○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

### 3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

#### ○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

※相談・支援の充実、資質向上を図る観点から、一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。

### 4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

#### ○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

補助要件を緩和し、事業の促進を図る。※事業対象者が「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和

#### ○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

#### ○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

#### ○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)

#### ○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

#### ○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

### 5 若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

### 6 DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

## 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

### 【趣旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

### 検討会スケジュール及び主な検討事項

#### 1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
  - ・座長の選任について
  - ・今後の進め方について
- 第2回（平成30年8月23日）
  - ・構成員からのプレゼンテーション①
- 第3回（平成30年9月4日）
  - ・構成員からのプレゼンテーション②
- 第4回（平成30年10月24日）
  - ・中間的な論点の整理に向けた議論
- 第5回（平成30年11月26日）
  - ・中間的な論点の整理

※ 中間的な論点の整理以降は、具体的な検討事項を議論

#### 2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

### 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会

#### 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 大谷 恭子  | 弁護士（アリア法律事務所）              |
| 戒能 民江  | お茶の水女子大学名誉教授               |
| 加茂 登志子 | 若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長 |
| 近藤 恵子  | NPO法人全国女性シェルター・ネット理事       |
| ○新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授               |
| 菅田 賢治  | 全国母子生活支援施設協議会会長            |
| 高橋 亜美  | アフターケア相談所ゆずりは所長            |
| 橘 ジュン  | NPO法人BONDプロジェクト代表          |
| 仁藤 夢乃  | 一般社団法人Colabo代表             |
| 野坂 洋子  | 昭和女子大学人間社会学部助教授            |
| ◎堀 千鶴子 | 城西国際大学福祉総合学部教授             |
| 前河 桜   | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課長           |
| 松本 周子  | 全国婦人相談員連絡協議会会長             |
| 水野 健二  | 名古屋子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹   |
| 村木 太郎  | 一般社団法人若草プロジェクト理事           |
| 横田 千代子 | 全国婦人保護施設等連絡協議会会長           |
| 和田 芳子  | 婦人相談所長全国連絡協議会会長            |

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁

# 若年被害女性等支援モデル事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 平成31年度予算案169億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

## <モデル事業イメージ>

### 都道府県・市・特別区



★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の一部(②を除く)を委託可能

### 民間団体



国 補助

## ①アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

## ③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

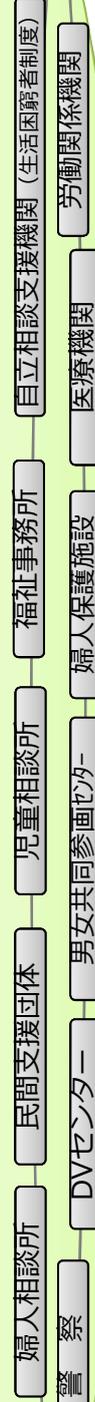
## ④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

## ②関係機関連携会議の設置等

(関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)



## 若年被害女性等

(JKビジネス被害者等  
家出少女・AV出演強要)



雇児発0330第9号  
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を以下のとおり定めたので通知する。

なお、本通知により「婦人保護長期収容施設の運営について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 婦人保護長期入所施設運営要領

#### 1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称	かにた婦人の村
所在地	千葉県館山市大賀594番地

#### 2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

- （1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- （2）身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

#### 3 入所

##### （1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

## (2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

## (3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

## 4 支 援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

## 5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

## 6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

## 7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

## 別 紙

### 委 託 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家 (以下「乙」という。) とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村 (所在地千葉県館山市大賀594)」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

#### (委 託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1)生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。

(2)入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

#### (経 費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

#### (報 告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

#### (調 査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

#### (精 算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

#### (契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

#### (契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲  
乙

印  
印

